
資料編

資料編目次

1	危険箇所等	1
1-1	土砂災害（特別）警戒区域	1
1-2	防災重点農業用ため池	3
1-3	洪水浸水想定区域	5
1-4	農業用堰	6
1-5	町内の危険物施設の現況	6
1-6	浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設	6
2	防災拠点施設等	7
2-1	災害時における町内施設等の利用計画	7
2-2	避難所等	7
2-3	炊き出し可能場所	16
2-4	物資の集積場所	16
2-5	医療機関	17
2-6	し尿処理施設等	21
2-7	遺体の収容	21
2-8	町有応急仮設住宅建設用地	21
3	防災設備、物資供給対策等	22
3-1	防災用備蓄資材、機材等	22
3-2	給水関連	23
3-3	防災行政無線回線構成	24
3-4	消火栓位置図	27
3-5	防火水槽位置図	28
4	被害状況調査、報告関連	29
4-1	被害状況報告様式	29
4-2	り災者調査票	33
4-3	建物被害調査票	34
4-4	土木被害調査票	35
4-5	農業関係被害調査票	36
4-6	被害等報告判定基準	38
5	輸送関係	41
5-1	緊急輸送道路（滑川町内）	41
5-2	道路の整備及び管理者	41
5-3	鉄道事業者	41
5-4	ヘリポート予定地	42
5-5	緊急通行車両等確認様式	43
6	自衛隊関連	47
6-1	自衛隊災害派遣要請様式	47
7	条例等	48
7-1	滑川町防災会議条例	48
7-2	滑川町災害対策本部条例	50
8	防災組織・協力機関	51

資料編

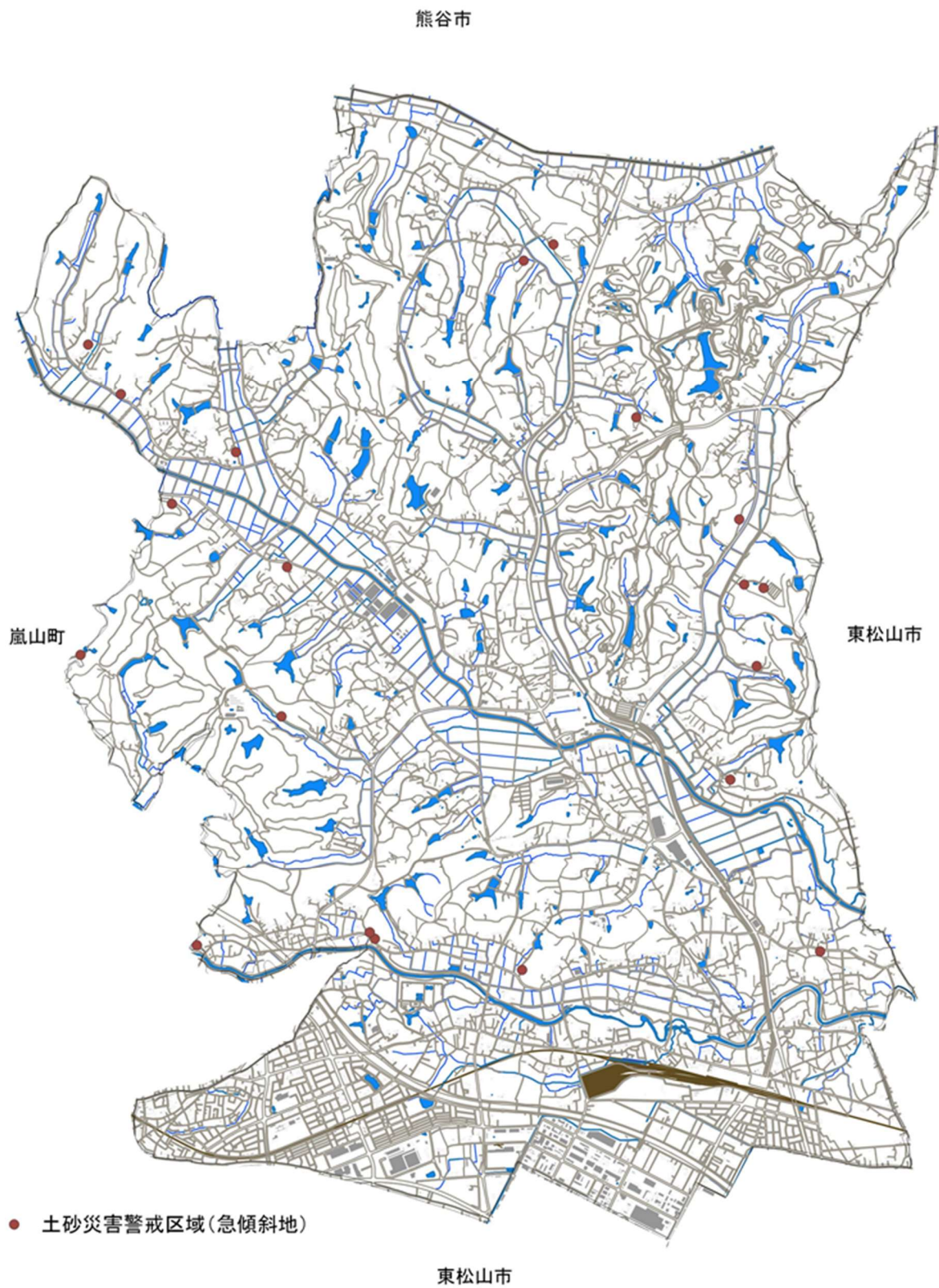
8-1	滑川町防災会議委員.....	51
8-2	消防団.....	52
8-3	地区自主防災会関連.....	53
8-4	ボランティア・奉仕団体.....	60
9	協定等.....	62
9-1	市町村との協定.....	62
9-2	災害時の情報交換等に関する協定.....	63
9-3	避難施設関係の協定.....	63
9-4	民間賃貸住宅の提供支援に関する協定.....	63
9-5	救援物資関係の協定.....	63
9-6	ライフライン復旧関係の協定.....	64
9-7	輸送関連の協定.....	64
9-8	その他の協定.....	65
10	参考資料.....	66
10-1	地震被害想定.....	66
10-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間等.....	79
10-3	指定文化財一覧.....	83
10-4	町内及び周辺地域の各種事業者.....	86
10-5	埼玉県・市町村被災者安心支援制度.....	88

1 危険箇所等

1-1 土砂災害（特別）警戒区域

(令和8年3月末現在)

番号	箇所名	位置	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定を受けた日
1	中伊古	滑川町大字伊古	急傾斜地の崩壊	平成21年3月6日
2	金光地	滑川町大字羽尾	〃	〃
3	下組	〃	〃	〃
4	上組一2	滑川町大字水房	〃	平成22年3月30日
5	中里	滑川町大字山田	〃	〃
6	山王	〃	〃	平成24年3月13日
7	前谷中郷	〃	〃	〃
8	和泉一1	滑川町大字和泉	〃	〃
9	和泉上	〃	〃	〃
10	和泉一2	〃	〃	〃
11	上伊古	滑川町大字伊古	〃	〃
12	加田一2	滑川町大字中尾	〃	〃
13	表	滑川町大字羽尾	〃	平成26年10月14日
14	前谷中郷一1	滑川町大字山田	〃	〃
15	前谷中郷一2	滑川町大字山田	〃	〃
16	下組一1	滑川町大字水房	〃	〃
17	中在家一3	滑川町大字福田	〃	〃
18	中在家一4	滑川町大字福田	〃	〃
19	勝田	滑川町大字伊古、 嵐山町勝田	〃	〃
20	小川谷山	滑川町大字福田	〃	平成27年12月25日



1-2 防災重点農業用ため池

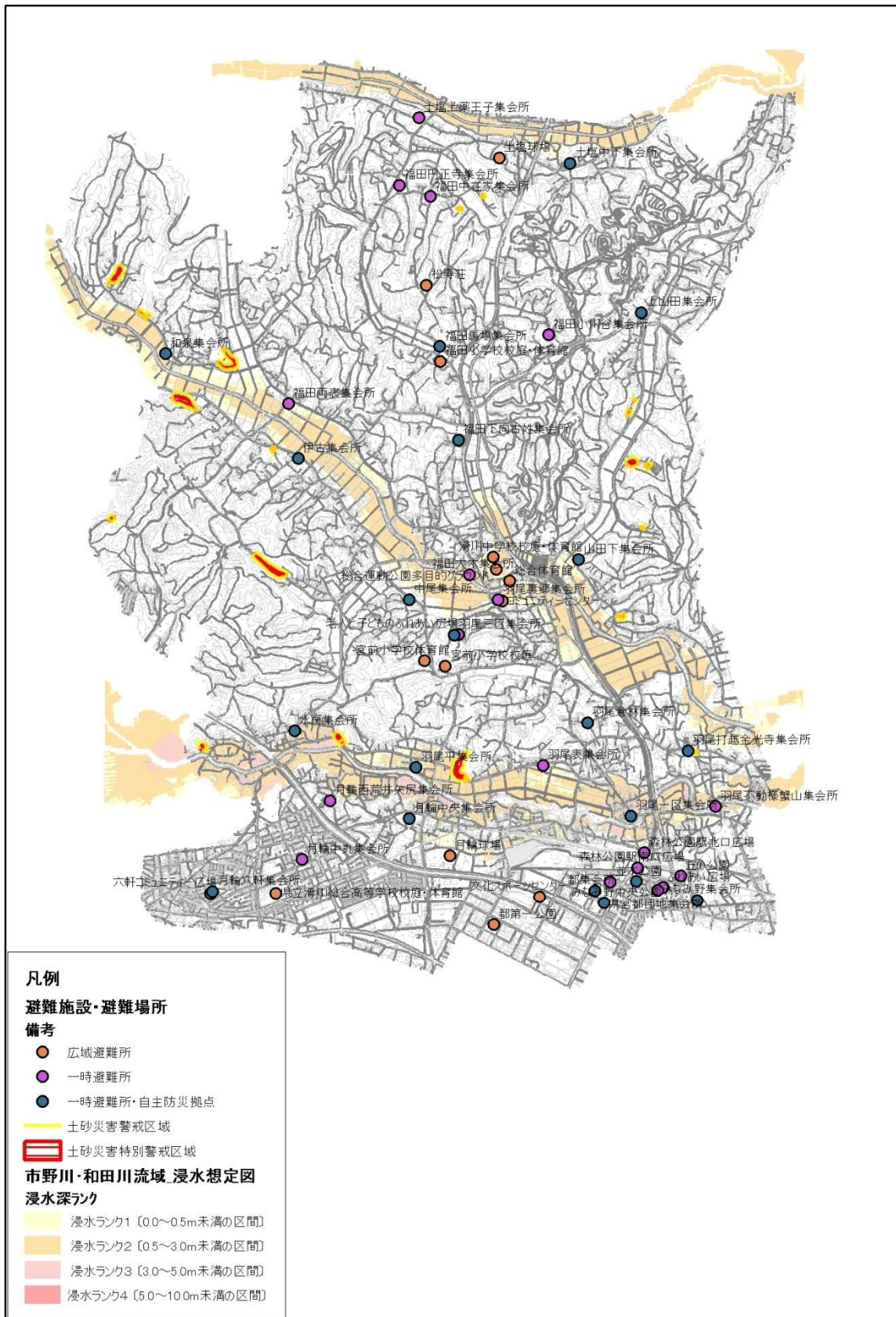
(1) 決壊により人家に被害が予想されるため池

ため池名称	所在地	受益面積 (ha)	堤長 (m)	堤高 (m)	改修歴		備考
					事業名	年度	
神戸沼	大字伊古字郷社前1426	13.7	65	5.0	県営ため池	R6	
土井城入沼 (下沼)	大字福田字馬場裏2139	4.6	55	4.9	団体営ため池 県営ため池	S59-61 R7	
大沼	大字福田字大沼1747	8.2	28	7.2	団体営ため池	S62	
甚太沼	大字福田字西ヶ谷戸1610	1.9	46	4.2	団体営ため池	H10	
蓮沼 (上沼)	大字福田字中郷1710	4.4	23	4.0	県費	H5	
蓮沼 (下沼)	大字福田字上中郷1710	4.4	57	5.0	団体営ため池	H3	
上沼	大字水房字小山ノ台463	2.9	33	3.2	団体営ため池	R7	
下沼 (水房)	大字水房字寺ノ台454	2.9	52	3.2	高速道路建設 付帯工事	S52	
柏木沼	大字中尾字柏木986	2	41	4.0	団体営ため池	H10	
新沼 (伊古)	大字伊古字新沼谷1841	7.5	56	4.8			
大沼 (伊古)	大字伊古字鍛冶谷951	3.7	31	5.5			
台沼	大字伊古字麓1030	4.6	64	3.5	災害(町単) 県費	H4-6	
五厘沼	大字羽尾字平沼下4525	4.6	26	4.0	町費	H元	
高屋敷沼	大字羽尾字西表4463-1	2.7	22	4.1			
金沼	大字羽尾字平裏4617	5.2	38	3.5	団体営ため池	H13	
上沼	大字羽尾字平裏4590	5.2	41	3.8	団体営ため池	H8	
中沼 (羽尾)	大字羽尾字平裏4616	5.2	52	4.6	県費	H5	
亀ヶ入沼	大字福田字亀ヶ入3112	5.4	57	4.5	団体営ため池	H5-7	
和泉下沼	大字和泉字船川690	17.6	56	2.9			
吉沼池	大字和泉字畠中900	17.6	25	3.1			
和泉中沼	大字和泉字船川698-1	17.6	56	5.7			
炭ガマ沼	大字水房字炭竈685	1.1	25	2.9	団体営ため池	S27	
鳥井沼 (下)	大字福田字椿山2124	4.4	52	4.0	県費	S56	
谷沼 (和泉)	大字和泉字牛ヶ窪1295	4.4	54	4.3	県費	S58	

資料編

ため池名称	所在地	受益面積 (ha)	堤長 (m)	堤高 (m)	改修歴		備考
					事業名	年度	
下沼	大字和泉字牛ヶ窪1296	4.4	44	3.5			
上沼 (中尾)	大字中尾字荒井334	14.1	37	2.7	災害復旧	S52・H3	
寺沼	大字中尾字寺山817	5.7	36	0.9			
中沼	大字中尾字荒井327-1	14.1	37	1.9			
耕作沼	大字福田字耕作2861	2.9	46	3.9	災害復旧 県費	S57 H13	
土用在家沼	大字羽尾字狸塚4818	2.7	45	5.2	県費 町費	H元 H2	
笹沼	大字福田字千代鹿山1393	2	54	5.5	県費	S55	
下沼池 (福田)	大字福田字大木裏471	2.1	44	2.7	団体営ため池 県費	H5 H28	
中田沼 (上)	大字和泉字後台589	4.6	34	3.1	団体営ため池	H14	
中田沼 (下)	大字和泉字後台607	4.6	36	3.6	団体営ため池	H15	
山田大沼 上池	大字山田字大沼708	16.4	71	3.0			
山田大沼 下池	大字山田字大沼712	16.4	88	6.0			
谷沼 (山田)	大字山田字山王2396	4.2	65	4.5	県費	S55	
両頭庵沼 (下)	大字中尾字用戸庵1427	26.8	40	7.7			
殿谷沼	大字土塩字殿山826	0.2	33	2.1			
伊藤谷沼 (上)	大字土塩字伊藤谷2	1.7	31	3.8			
伊藤谷沼 (下)	大字土塩字伊藤谷6	1.7	38	3.0			
がっき沼	大字福田字亀ヶ入3074	5.3	48	2.0			
八王寺沼 (上)	大字羽尾字山屋敷4328	2.2	17	3.0			
八王子沼	大字羽尾字山屋敷4320	2.2	40	4.1	町費	H4	
追山沼	大字山田字追山123	1.3	64	2.9			
蟹沢沼	大字土塩字蟹沢342	2.4	35	3.0			
新沼	大字福田字千代鹿山1381	2	36	2.1			
天神沼 (下)	大字月輪字中道北771	8.7	90	3.5			
高根沼 (上)	大字月輪字高根824	3.3	32	2.3			
高根沼 (下)	大字月輪字高根807	3.3	38	4.5			

1-3 洪水浸水想定区域



1-4 農業用堰

名 称	所 在 地	河 川 名
西 裏 堰	滑川町大字和泉	滑 川
和 泉 堰	滑川町大字和泉	滑 川
伊 古 堰	滑川町大字伊古	滑 川
福田八木井堰	滑川町大字福田	滑 川
市 場 堰	滑川町大字羽尾	滑 川
壺 町 田 堰	滑川町大字山田	滑 川
打 越 堰	滑川町大字羽尾	滑 川
平 堰	滑川町大字羽尾	市 野 川

1-5 町内の危険物施設の現況

令和7年4月1日現在

製 造 所 等 の 区 分		数	製 造 所 等 の 区 分		数
製 造 所		3	給 油 営 業 用		3
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	25	取 扱 所	取 扱 所 自 家 用	6
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	14		第 1 種 販 売 取 扱 所	0
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	3		一 般 取 扱 所	15
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	15		小 計	24
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	2	合 計		105
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	6			
	屋 外 貯 蔵 所	13			
	小 計	78			

1-6 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設

令和8年3月31日現在

名称	所在地
(福) きずなの会 障害者支援施設 療護園滑川	滑川町大字和泉838-1
(福) 育成舎 ハルムこどもえん	滑川町大字羽尾1830
(福) 育成舎 第二ハルム保育園	滑川町大字羽尾615
(福) にじ 第二どんぐり保育園	滑川町大字月輪213-4
(一社) あんど 地域子育て支援拠点 わくわく花子	滑川町大字福田755
(医) 上野医院	滑川町大字羽尾1077

2 防災拠点施設等

2-1 災害時における町内施設等の利用計画

	災害対策本部	避難所	避難場所	福祉避難所	自衛隊活動 関連	救護所	炊き出し	調理場	物資の集積	在庫場所	応急仮設住宅 建設用地	遺体収容所	遺体の 一時安置所	その他
役場本庁舎	● 設置場所 1階庁議室		● 洪水時 除く		● 本部 事務室				●	●				
滑川町福祉センターCOCONA-ここな-														ボランティア センター
滑川町保健センター				●				●						
滑川町総合体育館			●		● 自衛隊宿舎									
滑川町防災備蓄センター										●				
滑川町コミュニティセンター	～R9 R10～ (予定) ● 代替施設	●					● ●	● ●						
滑川町エコミュージアムセンター												●		
滑川町文化スポーツセンター		●	●			●	●			● 防災備蓄 倉庫				
滑川中学校	● 代替施設	● 体育館	●			●	●	●		● 防災備蓄 倉庫	● 校庭			
宮前小学校		● 体育館	●			●	●	●		● 防災備蓄 倉庫	● 校庭			
月の輪小学校		● 体育館	●			●	●	●		● 防災備蓄 倉庫	● 校庭			
福田小学校		● 体育館	●			●	●	●		● 防災備蓄 倉庫	● 校庭			廃止

	災害対策本部	避難所	避難場所	福祉避難所	自衛隊活動 関連	救護所	炊き出し	調理場	物資の集積	在庫場所	応急仮設住宅 建設用地	遺体収容所	一時安置所 遺体の	その他
滑川町総合運動公園			●		● 自衛隊の資 機材置場、 炊事場、 駐車場									ヘリポート
土塩球場			●		● ドクターヘリ						●			ヘリポート
町営月輪球場			●		● ドクターヘリ						●			ヘリポート
都第1公園			●		● ドクターヘリ						●			ヘリポート
【県、国の施設】														
滑川総合高等学校		● 体育館	●				●	●			● 校庭			
森林公園(南口駐車場)														国の災害時 防災拠点
【民間施設等】														
JA埼玉中央滑川支店									●					
成安寺													●	
慶徳寺													●	
圓光寺													●	
福正寺													●	
興長禅寺													●	
療護園滑川				●										
滑川珠美園				●										
生活介護事業所たけのこ				●										

	災害対策本部	避難所	避難場所	福祉避難所	自衛隊活動 関連	救護所	炊き出し	調理場	物資の集積	在庫場所	応急仮設住宅 建設用地	遺体収容所	遺体の 一時安置所	その他
ふれあい大笑庵				●										
放課後等デイサービス ソレイユ				●										
おおむらさきゴルフ倶楽部														浴場 ヘリポート
高根カントリー倶楽部														浴場
森林ホテル														浴場
グランピング & テルマー湯 東松山滑川店														浴場

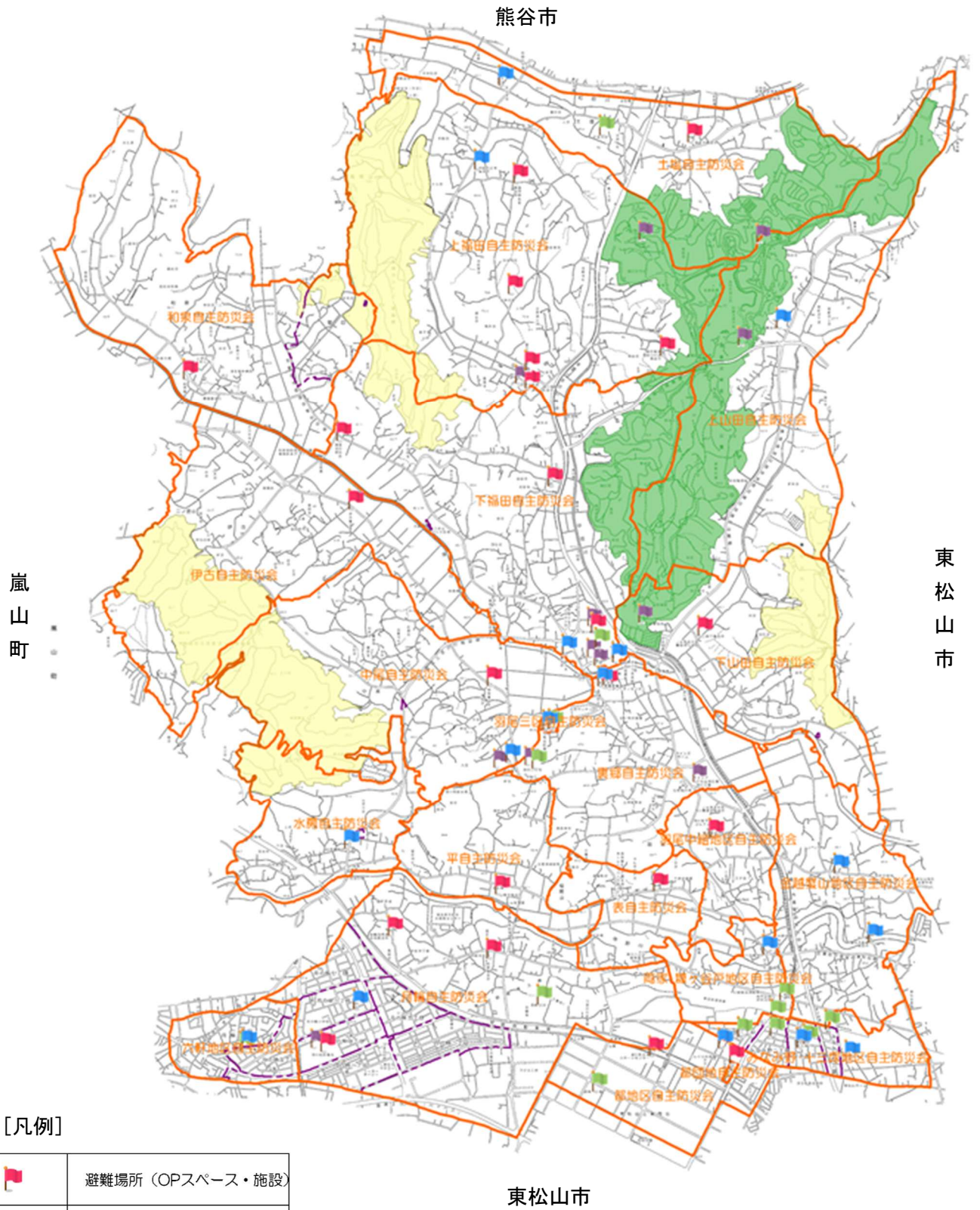
2-2 避難所等

(1) 自主防災組織ごとの指定緊急避難場所（情報連絡所）及び指定避難所


	自主防災会名	指定緊急避難場所 (情報連絡所)	洪水	崖崩れ 地滑り	地震	大規模 火災	指定避難所
1	下福田自主防災会	滑川町役場	○	○	○	○	滑川中学校体育館
		総合運動公園	×	○	○	○	
2	下福田自主防災会 (下中郷地区)	福田小学校体育館	○	○	○	○	福田小学校体育館
3	上福田自主防災会	福田小学校体育館	○	○	○	○	福田小学校体育館
4	上山田自主防災会	上山田集会所	○	○	○	○	福田小学校体育館
5	下山田自主防災会	滑川町役場	○	○	○	○	滑川中学校体育館
		総合運動公園	×	○	○	○	
6	土塩自主防災会	土塩中下集会所	○	○	○	○	福田小学校体育館
7	和泉自主防災会	和泉集会所	○	○	○	○	福田小学校体育館
8	中尾自主防災会	宮前小学校体育館	○	○	○	○	宮前小学校体育館
9	伊古自主防災会	伊古集会所	○	○	○	○	滑川中学校体育館
10	水房自主防災会	宮前小学校体育館	○	○	○	○	宮前小学校体育館
11	月輪自主防災会 (月の輪地区)	月の輪小学校体育館	○	○	○	○	月の輪小学校体育館 (滑川総合高校体育館)
12	月輪自主防災会	月の輪中央集会所	○	○	○	○	月の輪小学校体育館 (滑川総合高校体育館)
13	みなみ野・十三塚地区自主防災会	みなみ野集会所	○	○	○	○	滑川中学校体育館
14	両家・糠ヶ谷戸地区自主防災会	羽尾倉林集会所	○	○	○	○	滑川中学校体育館

	自主防災会名	指定緊急避難場所 (情報連絡所)	洪水	崖崩れ 地滑り	地震	大規模 火災	指定避難所
15	金越カニ山地区自主防災会	羽尾倉林集会所	○	○	○	○	滑川中学校体育館
16	羽尾中組地区自主防災会	羽尾倉林集会所	○	○	○	○	滑川中学校体育館
17	表地区自主防災会	宮前小学校体育館	○	○	○	○	宮前小学校体育館
18	平地区自主防災会	宮前小学校体育館	○	○	○	○	宮前小学校体育館
19	裏郷地区自主防災会	滑川町役場	○	○	○	○	滑川中学校体育館
		総合運動公園	×	○	○	○	
20	羽尾三区自主防災会	滑川町役場	○	○	○	○	滑川中学校体育館
		総合運動公園	×	○	○	○	
21	六軒地区自主防災会	六軒集会所	○	○	○	○	月の輪小学校体育館 (滑川総合高校体育館)
22	都自主防災会	文化スポーツセンター	○	○	○	○	文化スポーツセンター (滑川総合高校体育館)
23	都団地自主防災会	文化スポーツセンター	○	○	○	○	文化スポーツセンター (滑川総合高校体育館)

[避難所、避難場所]



[凡例]

	避難場所 (OPスペース・施設)
	避難場所 (OPスペース)
	避難所 (施設)
	AED設置箇所

(2) 福祉避難所

番号	名 称	所在地	収容人員	電 話	備考
1	保健センター	羽尾4972-8	36※	56-5330	
2	(福)きずなの会 障害者支援施設療護園滑川	和泉838-1	100	56-6835	
3	(福)滑川珠美園	羽尾4910-1	30	56-3971	
4	(福)オルオル生活介護事業所たけのこ	羽尾2121-1	30	56-4727	
5	(株)ふれあい倶楽部 ふれあい大笑庵	伊古634-1	5	81-4886	
6	(一社)のぞみ ソレイユ	山田1798-2	5	81-3945	

※：保健センターの収容人員はスフィア基準を踏まえた値

(3) 一時避難場所（指定緊急避難場所に避難するまでの安全性が確認できない場合等、指定緊急避難場所の補完する滞在場所）

地区	番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)
月 の 輪	1	ひだまり公園	月の輪1-12-5	1,000
	2	つきのわ駅南口	月の輪1-32	2,403
	3	フランサ公園	月の輪2-9-5	2,000
	4	なかまる公園	月の輪3-15	13,356
	5	わんぱく公園	月の輪4-11	2,002
	6	つきのわ駅北口	月の輪4-20	2,468
	7	つきのわ公園	月の輪6-18-13	2,000
	8	こふん公園	月の輪7-8-1	2,000
六 軒	9	げんき公園	月の輪5-10-7	2,000
羽尾一区	10	森林公園駅北口広場	羽尾3980	5,920
羽尾三区	11	老人と子どものふれあい広場	羽尾4942-83	134
みなみ野・ 十 三 塚	12	並木公園	みなみ野1-4	1,804
	13	森林公園駅南口広場	みなみ野2-2	5,000
	14	みなみ野中央公園	みなみ野2-9	2,202
	15	ふれあい広場	みなみ野3-9	1,701
	16	丘の公園	みなみ野4-4	1,000
	17	十三塚公園（鉄塔下）	羽尾3656-5	1,089

(4) 耐震・耐火構造長期避難施設

[町有施設]

名 称	収容人員※	所 在 地	電話番号	面積 (㎡)
福田小学校体育館	108	滑川町大字福田1660-1	56-2651	912
宮前小学校体育館	92	滑川町大字中尾1535-1	56-2204	766
月の輪小学校体育館	140	滑川町月の輪6-15-3	61-2233	1,285
滑川中学校体育館	122	滑川町大字福田700-1	56-2239	1,101
滑川町文化スポーツセンター	36	滑川町大字都191	56-2951	647

※：収容人員はスフィア基準を踏まえた値

[県有施設]

名 称	収容人員	所 在 地	電話番号	面積 (㎡)
滑川総合高校体育館	800人	滑川町月の輪4-18-26	62-7000	1,750

(5) 滑川町地域集会所一覧表

No.	地域集会所名	住所	電話番号	敷地面積 (㎡)
1	福田両表集会所	福田 13-6	0493-56-5695	217.48
2	福田大木集会所	福田 682-4	0493-56-3440	366.12
3	福田下向古姓集会所	福田 1480-2	0493-56-2495	1,240.83
4	福田馬場集会所	福田 2262-3	0493-56-2173	467.56
5	福田小川谷集会所	福田 2671	0493-56-5308	340.49
6	福田中在家集会所	福田 3299-2		318.27
7	福田円正寺集会所	福田 3703-2	0493-56-2399	254.34
8	上山田集会所	山田 779		195.00
9	山田下集会所	山田 1824-2		184.72
10	土塩上・薬王子集会所	土塩 269-1	0493-56-2420	439.98
11	土塩中下集会所	土塩 709-4		349.48
12	和泉集会所	和泉 844-1	0493-56-2459	1,453.57
13	中尾集会所	中尾 481-1		914.00
14	伊古集会所	伊古 509		940.00
15	水房集会所	水房 110-1		280.57
16	月輪中央集会所	月輪 418-1	0493-62-7063	892.26
17	月輪西荒井矢尻集会所	月輪 808-5	0493-62-2454	659.93
18	月輪中丸集会所	月の輪 6-2-5	0493-62-7067	889.95
19	月の輪南集会所	月の輪 2-35-2		351.17
20	羽尾一区集会所	羽尾 1098-1	0493-56-2382	605.73
21	羽尾倉林集会所	羽尾 1355-1		587.94
22	羽尾十三塚集会所	羽尾 3705-11		329.18
23	羽尾打越金光地集会所	羽尾 5189-3		217.00
24	みなみ野集会所	みなみ野 3-10-13		194.67
25	羽尾表集会所	羽尾 5685		1,000.52
26	羽尾平集会所	羽尾 1855	0493-56-5982	2,871.00
27	羽尾裏郷集会所	羽尾 4972-1	0493-56-2472	970.00
28	羽尾三区集会所	羽尾 4942-99		305.00
29	月輪六軒集会所	月の輪 5-20-3		994.57

(6) 浴場となり得る施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高根カントリークラブ	滑川町大字福田4045	0493-56-2511
おおむらさきゴルフ場	〃 中尾1185	0493-56-5555

(7) 協定による一時避難場所

名 称	所 在 地	受入可能日数	開設可能時間帯
株式会社ダスキンくりはら	滑川町大字都8-23	3日	日中(営業時間帯)
森林ホテル	〃 みなみ野2-7-1	3日	終日可

(8) 県営住宅の一時避難場所

名 称	所 在 地	受入場所	受入対象者	受入可能日数
県営滑川都住宅	滑川町大字都13-1	県から使用許可を受けた空き住戸	要支援者等 町が認めた者	3日

2-3 炊き出し可能場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
保健センター	滑川町大字羽尾4972-8	0493-56-5330	
コミュニティセンター	〃 羽尾2440-1	56-2825	
福田小学校	〃 福田1660-1	56-2651	
宮前小学校	〃 羽尾4857-1	56-2204	
月の輪小学校	滑川町月の輪6-15-3	61-2233	
滑川中学校	滑川町大字福田700	56-2239	
滑川総合高校	滑川町月の輪4-18-26	62-7000	
文化スポーツセンター	滑川町大字都191	56-2951	

2-4 物資の集積場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
J A埼玉中央滑川支店	滑川町大字山田2155-1	0493-56-2255	
滑川町役場	滑川町大字福田750-1	0493-56-2211	

2-5 医療機関

(1) 町内の医療機関

区分	名称	所在地	電話	診療科目
病院	(医)昭友会埼玉森林病院	和泉704	56-3191	内科・皮膚・歯科・精神
診療所	(医)上野医院	羽尾1077	56-2508	内科・外科・循内・消内
	(医)昭友会森林公園メンタルクリニック	羽尾495	56-4775	精神・心療
	市川クリニック	月の輪5-4-6	61-0880	内科・小児科・産婦人科
	エンゼルクリニック	月の輪1-7	61-0123	内科・小児科・産婦人科
	はねおの森クリニック	羽尾4396-1	81-3608	内科・脳神経外科
歯科医	天野歯科医院	羽尾4262	56-4480	歯科
	なかうら歯科クリニック	みなみ野3-3-4	56-5115	歯科
	小川デンタルクリニック	月輪302-1	56-6480	歯科
	きしざわ歯科医院	羽尾3594-1	22-7777	歯科
	つきのわ駅前歯科	月の輪1-4-1	62-0648	歯科
	あかね歯科クリニック	月の輪3-8-2	63-1241	歯科
	よねだ歯科医院	月輪 1518-41	53-4184	歯科
	なめがわモール歯科クリニック	羽尾 2780	81-6878	歯科
	めぐろ歯科医院	月の輪 7-24-3	62-5050	歯科
	やなぎ歯科	羽尾 3689-26	53-6415	歯科
薬局	つきのわクローバ薬局	月の輪1-4-1	61-2885	調剤薬局
	ひばり薬局滑川店	羽尾1094-6	56-5535	調剤薬局
	とまと薬局つきのわ店	月輪1443-18	53-4077	調剤薬局
	ウエルシア薬局滑川つきのわ店	月の輪7-29-1	62-5883	調剤薬局
	ウエルシア薬局森林公園駅前店	みなみ野1-1-2	57-0178	調剤薬局
	セキ薬局つきのわ店	月の輪5-27-1	61-0310	調剤薬局
	ひばり薬局はねお店	羽尾4397-7	59-8510	調剤薬局
	アイン薬局森林公園店	羽尾505	56-2700	調剤薬局
接骨院	さくら接骨院	羽尾2802-3	57-2377	接骨
	島田接骨院	月輪992-30	62-7227	接骨
	滑川接骨院	福田6-1	56-4577	接骨
	柿沼接骨院	みなみ野3-3-3	56-5994	接骨
	さかもと接骨院	羽尾535-6	56-3677	接骨
	ながやち接骨院	月の輪3-7-9	63-2088	接骨
	らくあ針灸接骨院	羽尾2406-4	57-0690	接骨・針灸
	森林公園楽々堂整骨院	みなみ野2-14-7	81-5606	接骨

(2) 災害拠点病院

No.	名称	住所	電話番号
1	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048-287-2525
2	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
3	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981 番地	049-228-3400
4	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
5	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5 丁目 8 番地 1	048-571-1511
6	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上落合 8-3-33	048-852-1111
7	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
8	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460 番地	048-873-4111
9	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3 丁目 2 番地	04-2995-1511
10	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
11	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1	042-984-4111
12	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田 376	048-552-1111
13	新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
14	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
15	草加市立病院	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
16	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-2107
17	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
18	上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
19	羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬 445	048-562-3000
20	地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
21	戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111
22	埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888

(3) 災害時連携病院

No.	名称	住所	電話番号
1	熊谷総合病院	熊谷市中西 4-5-1	048-521-0065
2	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	所沢市若狭 2-1671	04-2948-1111
3	埼玉成恵会病院	東松山市石橋 1721	0493-23-1221
4	入間川病院	狭山市祇園 17-2	04-2958-6111
5	埼玉石心会病院	狭山市入間川 2-37-20	04-2953-6611
6	越谷市立病院	越谷市東越谷 10-32	048-965-2221

No.	名称	住所	電話番号
7	東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311
8	白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12	0480-93-0661
9	ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井 997-5	049-274-7666
10	小川赤十字病院	比企郡小川町小川 1525	0493-72-2333
11	彩の国東大宮メディカルセンター	さいたま市北区土呂町 1522	048-665-6111
12	独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉 メディカルセンター	さいたま市浦和区北浦和 4-9-3	048-432-4951
13	埼玉協同病院	川口市木曾呂 1317	0570-004-771
14	秩父市立病院	秩父市桜木町 8-9	0494-23-0611
15	TMG あさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	0570-07-2055
16	新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	048-474-7211
17	八潮中央総合病院	八潮市南川崎 845	048-996-1131
18	皆野病院	秩父郡皆野町大字皆野 2031-1	0494-62-6300
19	公平病院	戸田市笹目南町 20-16	048-421-3030
20	春日部市立医療センター	春日部市中央 6-7-1	048-736-1111
21	東松山市立市民病院	東松山市大字松山 2392	0493-24-6111
22	イムス富士見総合病院	富士見市鶴馬 1967-1	049-251-3060
23	イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保 974-3	049-258-2323
24	吉川中央総合病院	吉川市平沼 111	048-982-8311
25	旭ヶ丘病院	日高市大字森戸新田 99-1	042-989-1121
26	熊谷外科病院	熊谷市佐谷田 3811-1	048-521-4115
27	埼玉慈恵病院	熊谷市石原 3-208	048-521-0321
28	上福岡総合病院	ふじみ野市福岡 931	049-266-0111
29	三郷中央総合病院	三郷市中央 4-5-1	048-953-1321
30	関越病院	鶴ヶ島市脚折 145-1	049-285-3161
31	赤心堂病院	川越市脇田本町 25-19	049-242-1181
32	所沢美原総合病院	所沢市美原町 2-2934-3	04-2997-8199

(4) 感染症指定医療機関

種 別	病 院 名	住 所	電話番号
第1種感染症	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-2107
”	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3 丁目 2 番地	04-2995-1511
第2種感染症	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 39	049-276-2107
”	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460 番地	048-873-4111
”	東松山市立市民病院	東松山市松山 2392	0493-24-6111
”	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5 丁目 8 番地 1	048-571-1511
”	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 7 1 4-6	0480-52-3611
”	本庄総合病院	本庄市北堀 1780	0495-22-6111
”	春日部市立医療センター	春日部市中央 6 丁目 7 番 1	048-735-1261
”	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井 1696	048-536-9900
”	上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
”	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
”	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	蓮田市黒浜 4147	048-768-1161
”	埼玉県立精神医療センター	北足立郡伊奈町小室 818-2	048-723-1111
”	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111

2-6 し尿処理施設等

種別	名 称	所 在 地	電話番号	規 模
し尿処理施設	小川地区衛生組合 池ノ入環境センター	嵐山町大字志賀 1710	0493-62-0530	100kl/日
下水道 終末処理施設	市野川 水循環センター	滑川町大字月輪 521-6	0493-62-0410	

2-7 遺体の収容

(1) 遺体収容所

収容所の名称	所 在 地	電 話	収容規模
エコミュージアムセンター	滑川町大字福田763-4	0493-57-1902	

(2) 遺体を一時的に安置できる場所

安置所の名称	所 在 地	電 話	収容規模
成安寺	滑川町大字福田 1205	0493-56-2024	
慶徳寺	〃 中尾 812	56-2636	
圓光寺	〃 伊古 1243-1	56-2534	
福正寺	〃 月輪 454	62-2279	
興長禅寺	〃 羽尾 4717	56-2107	

2-8 町有応急仮設住宅建設用地

名 称	所 在 地	電 話	面積 (㎡)
都第一公園	滑川町大字都 25-49		10,384
町営月輪球場	〃 月輪 1536		23,802
土塩球場	〃 土塩 458		10,014
福田小学校校庭	〃 福田 165-1	56-2651	7,039
宮前小学校校庭	〃 羽尾 4857-1	56-2204	10,309
月の輪小学校校庭	滑川町月の輪6-15-3	61-2233	1,285
滑川中学校校庭	滑川町大字福田 700	56-2239	15,800
滑川総合高校校庭	滑川町月の輪4-18-26	62-7000	24,292

3 防災設備、物資供給対策等

3-1 防災用備蓄資材、機材等

(1) 防災備蓄倉庫(滑川町役場)、防災備蓄センター

名称	名称
防災行政無線（移動系無線機）	簡易ベンチ
テント	簡易ベッド
消火バケツ	段ボールベッド
メガホン	ワンタッチパーテーション
ブルーシート	段ボール間仕切り
発電機	簡易衝立
蓄電池	毛布
除雪機	ふとん
水中ポンプ	担架
投光機（発電機・台車付）	三角巾
ハロゲン投光器（スタンド付き）	ペーパー歯磨き
バルーン投光機	除菌ウェットシート
ヒーター	防災ウェットティッシュ
携行缶 10ℓ（ガソリン）	手指消毒用アルコール
コードリール	マスク
災害用簡易トイレ	哺乳瓶ボトル
簡易トイレ用手すり	移動かまど
簡易トイレ用テント	大鍋
簡易トイレ用袋	軍手
組立式トイレ	アルファ化米
福祉避難所用電子トイレ	レトルトごはん
オストメイトトイレ	お粥
オムツ	パン
生理用品	粉ミルク
ストーマ用装具(消化器系, 尿路系)	

(2) 各指定避難所防災備蓄倉庫

名称	名称
発電機	ワンタッチパーテーション
蓄電池	毛布
組立式トイレ	移動かまど
簡易ベッド	アルファ化米
段ボールベッド	レトルトごはん

3-2 給水関連

(1) 町水道施設及び配水能力

名 称	通常時の配水能力 (満水時/ 渇水時)	
配水タンク 1号	2,320 (t)	(2,700/1,200)
配水タンク 2号	1,500 (t)	(2,000/0)
配水タンク 3号	5,420 (t)	(6,300/2,800)

(2) 飲料水

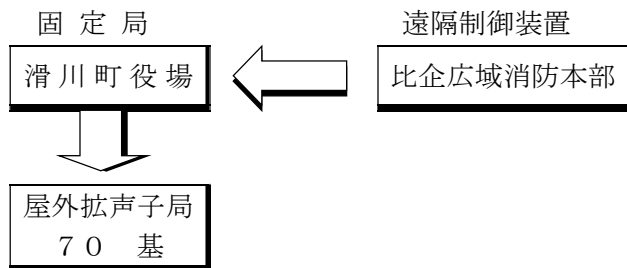
タンク名	渇水時	通常時	満水時
給水タンク1号	1,200 t	2,320 t	2,700 t
給水タンク2号	0 t	1,500 t	2,000 t
給水タンク3号	2,800 t	5,420 t	6,300 t

(3) 応急給水用機材の種別、数量及び保管又は配備場所

種 別	容 量	数 量	保 管 又 は 配 備 場 所
給 水 タ ン ク	1,000(1)	2 (基)	配水塔倉庫 2 基
給 水 タ ン ク	500(1)	11 (基)	役場防災倉庫 1 基、配水塔倉庫10基
ポ リ タ ン ク	20(1)	2 (基)	役場防災倉庫
給 水 袋	12(1)	1,000 (枚)	役場防災倉庫

3-3 防災行政無線回線構成

ア 固定局



[受信設備（同報通信の相手方）の設置場所]（令和5年2月1日現在）

地区名称			地区名称			
下福田	固定	滑川町役場	水 房	39	上 水 房	
	1	両 表 1		40	下 水 房	
	2	両 表 2		月 輪	41	西 荒 井
	3	大 木			42	月の輪6丁目
	4	下 向			43	月の輪6丁目
	5	下 中 郷 1			44	月 輪 中 組
	6	下 中 郷 2			45	下 組 西
7	下中郷3公園	65	月の輪3丁目			
上福田	8	馬 場	66		月の輪1丁目	
	9	小 川 谷	67		月の輪2丁目	
	10	中 在 家 1	68		月 輪 1	
	11	中 在 家 2	69		月 輪 2	
	12	円 正 寺	70	月の輪6丁目 (つきのわ公園)		
山 田	13	山 王 1	羽尾一区	49	蟹 山 1	
	14	山 王 2		50	蟹 山 2	
	15	根 岸 1		52	金 光 地	
	16	根 岸 2		53	糠 ケ 谷 戸	
	17	前 谷 中 郷		56	羽 尾 中 組	
	18	中 里		羽尾二区	57	羽 尾 表 1
	19	山 田 東			58	羽 尾 表 2
20	追 山	59	羽 尾 表 3			
土 塩	21	土 塩 下	60		羽 尾 平 1	
	22	薬 王 寺	61		羽 尾 平 2	
	23	土 塩 上 1	62		裏 郷 南 部	
	24	土 塩 上 2	63		大 山	
和泉・菅田	25	和 泉 上 1	羽尾三区	64	唐 子	
	26	和 泉 上 2	六 軒	42	六 軒	
	27	和 泉 上 3		48	六 軒	
	28	和 泉 中	都	46	都 1	
	29	和 泉 下		47	都 2	
	30	菅 田	みなみ野・十三塚	51	十 三 塚	
中 尾	31	前 組		54	みなみ野1丁目	
	32	内 郷		55	みなみ野3丁目	
	33	広 瀬 1				
	34	広 瀬 2				
伊 古	35	郭				
	36	中 伊 古 1				
	37	中 伊 古 2				
	38	上 伊 古				

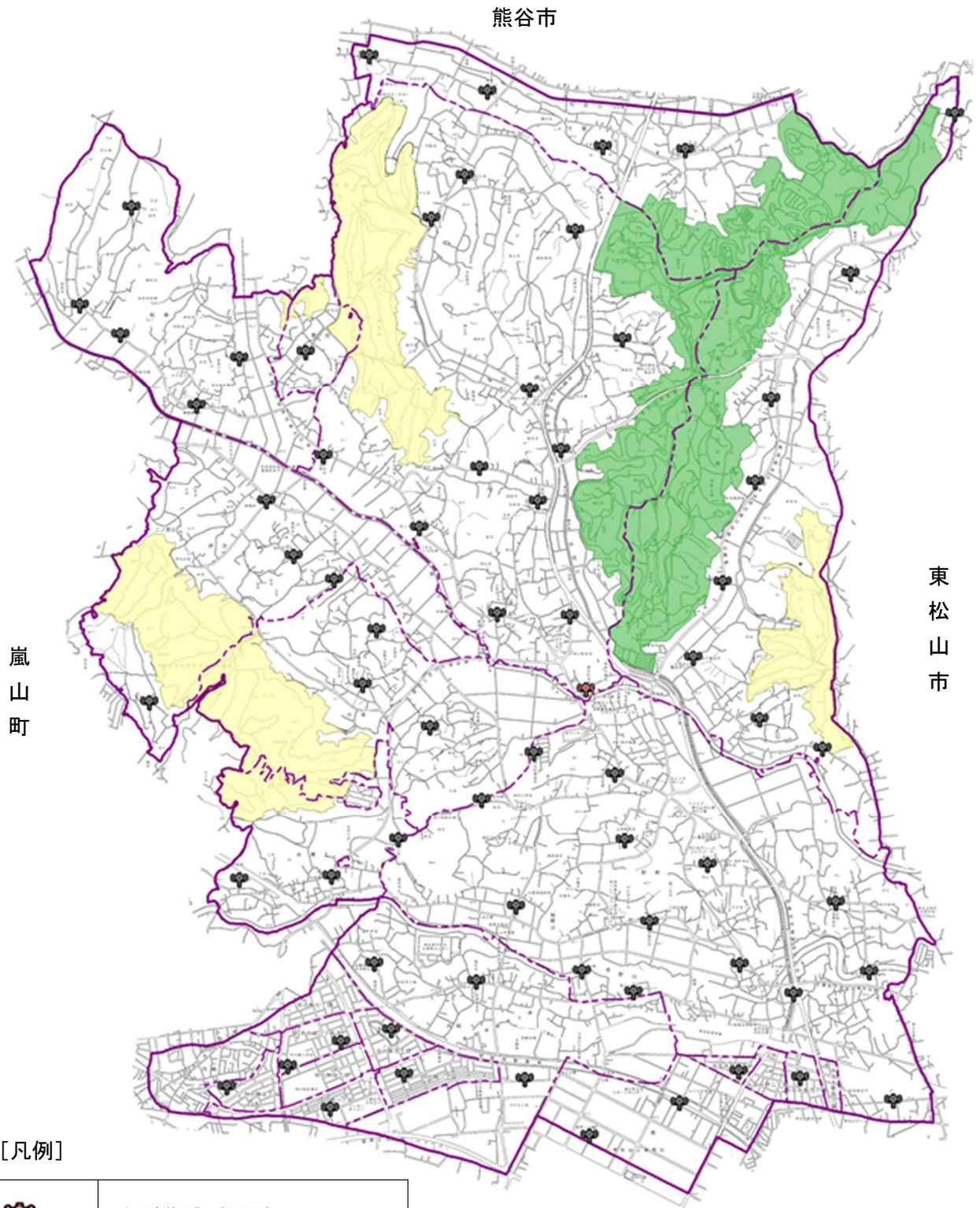
イ 移動局設備（MCA無線装置）

MCA無線装置は、割り当てられる800MHz帯を使用して移動局相互間での通信を可能とする携帯型とし、各々の移動局と一斉通信、グループ通信、個別通信ができるものであり、電波法の定める技術基準に適合する性能を持つものである。



携帯型無線機

	品名	数量	備考
携 帯 型 無 線 機	携帯型無線機 (EK-6180A)	20台	アンテナ含む
	電池パック (EK-P50313A)	20台	
	充電器 (EK-P55010A)	20台	
	ソフトケース (EK-B55011A)	20個	
	2WAYチャージャー (MiVCG-101A)	15台	車載時使用

[防災行政無線位置図（屋外拡声子局）]

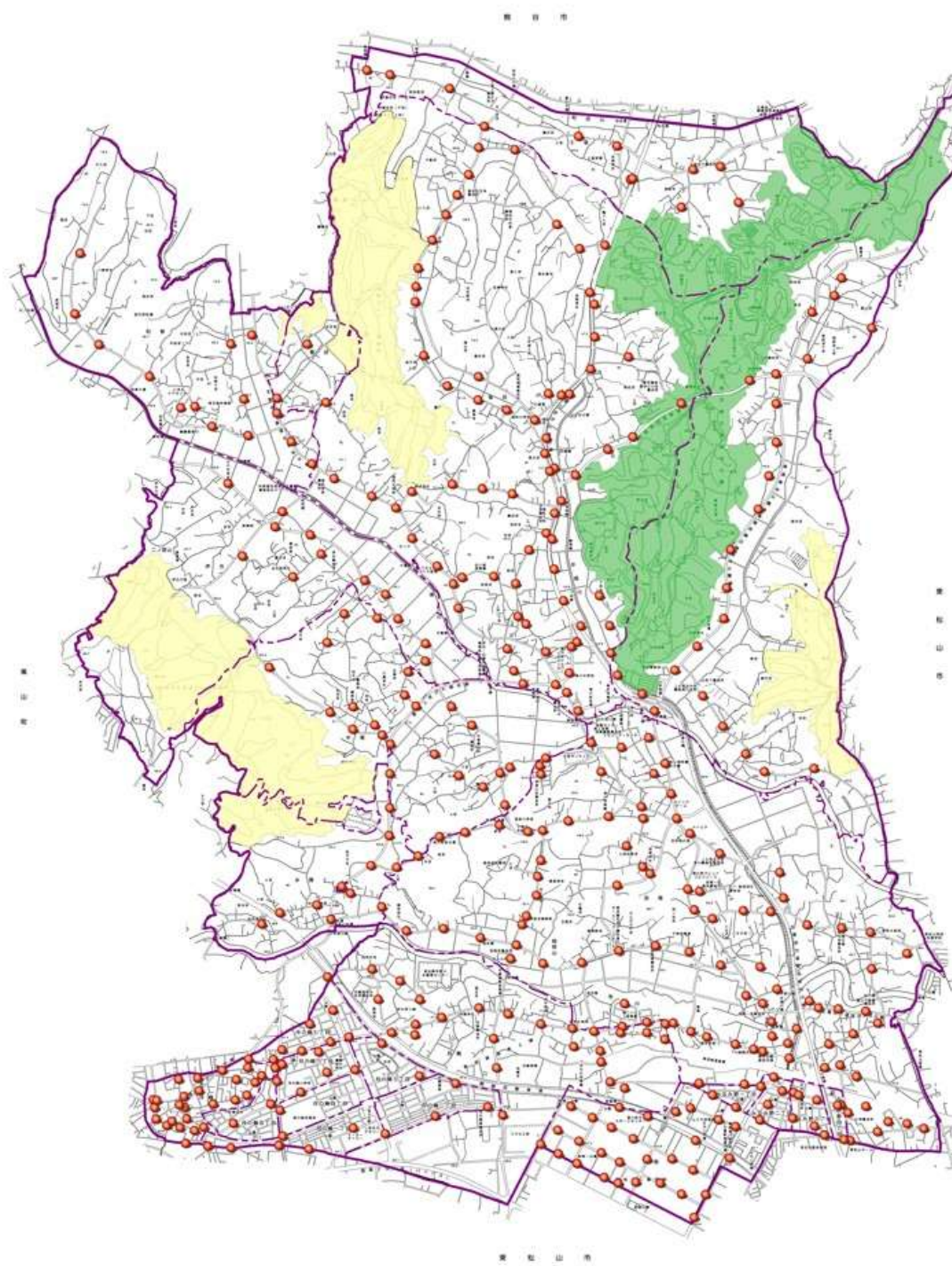


[凡例]

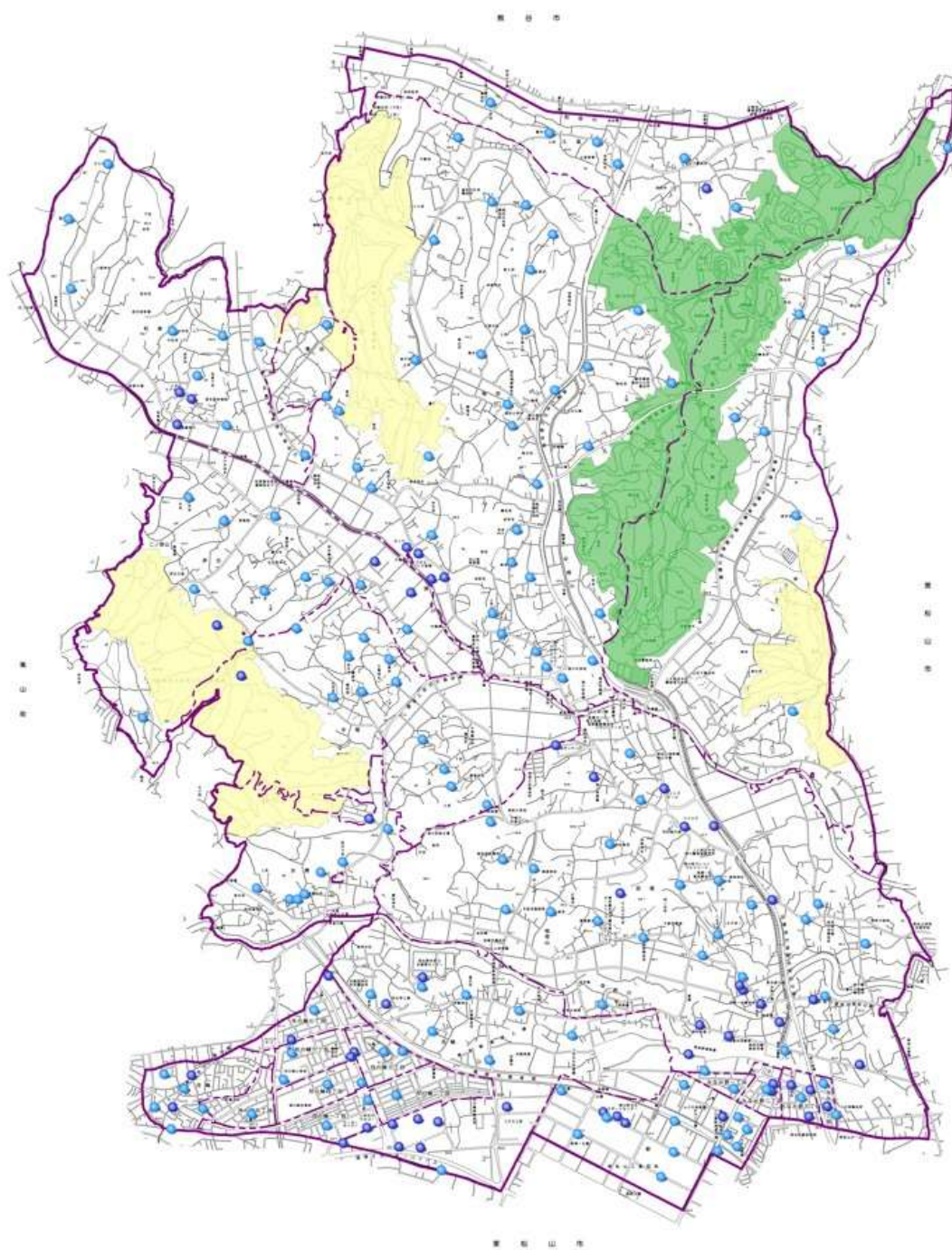
	無線施設（親局）
	無線施設（子局）

東松山市

3-4 消火栓位置図



3-5 防火水槽位置図



4 被害状況調査、報告関連

4-1 被害状況報告様式

(1) 様式第1号

発 生 速 報

滑川町

日	時	受信分	発信者		受信者	
1	被害発生					
2	被害場所					
3	被害程度					
4	災害に対する措置					
5	その他必要事項					

(2) 様式第2号

経 過 速 報

滑川町

				発信者		受信者		
災害の種別				発生地域				
発生日時		自 月 日		至 月 日				
報告区分								
区 分		被 害		区 分		被 害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没冠水	ha	
	行方不明者	人			畑	流失・埋没冠水	Ha	
	負傷者	重傷	人				流失・埋没冠水	ha
		軽傷	人				冠水	ha
住家被害	全壊	棟		その他被害	道路	決壊冠水	箇所	
		(焼)	世帯				文教施設	箇所
		(流失)	人				病院	箇所
	半壊	棟					橋りょう	箇所
		(焼)	世帯				河川	箇所
			人				砂防	箇所
	一部破損	棟					清掃施設	箇所
			世帯				崖崩れ	箇所
			人				鉄道不通	箇所
	床上浸水	棟					被害船舶	隻
			世帯				水道	戸
			人				電話	回線
床下浸水	棟				電気	戸		
		世帯			ガス	戸		
		人			ブロック塀等	箇所		
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		り	災世帯数	世帯	
		半壊(焼)	棟		り	災者数	人	
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建物	件	
		半壊(焼)	棟			危険物	件	
					その他	件		
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部設置の状況 (2) 町のとった主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 市町村数 人 員 地区数 人 </div> (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)								

(3) 様式第3号

(1/2)

被害状況調査

滑川町

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分			被 害		区 分			被 害	
人 的 被 害 者	死 者		人		田 畑 被 害 道 路	流失・埋没		ha	
	行方不明者		人			冠 水		ha	
	負 傷 者	重 傷	人			流失・埋没		ha	
		軽 傷	人			冠 水		ha	
住 家 被 害	全 壊		棟		決 壊		箇所		
	(焼)	世帯			冠 水		箇所		
		人			文 教 施 設		箇所		
	半 壊	棟			病 院		箇所		
		(焼)	世帯			橋 り よ う		箇所	
			人			河 川		箇所	
	一 部 破 損	棟			砂 防		箇所		
		世帯			清 掃 施 設		箇所		
		人			崖 く ず れ		箇所		
	床 上 浸 水	棟			鉄 道 不 通		箇所		
		世帯			被 害 船 舶		隻		
		人			水 道		戸		
床 下 浸 水	棟			電 話		回線			
	世帯			電 気		戸			
	人			ガ ス		戸			
非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊(焼)	棟		り 災 世 帯 数		世帯		
		半壊(焼)	棟		り 災 者 数		人		
	そ の 他	全壊(焼)	棟		火 災 発 生	建 物		件	
		半壊(焼)	棟			危 険 物		件	
				そ の 他		件			

区 分		被 害		市 災 町 害	名 称			
公立文教施設	千円					村 対 策 本 部	設 置	月
農林水産業施設	千円			解 散	月			日
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害 市 町 村 数		団体		災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名	計 団体			
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
					計 団体			
					計 団体			
そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難の勧告・指示の状況）							

4-2 リ災者調査票

(1) 様式第4号 (滑川町災害対策本部資料)

NO _____

り 災 者 調 査 表

第 号

世帯主氏名	年 令					才	年	月	日生	職業 ()	
住 所	滑川町			番地			TEL				
り災の原因											
り災年月日	年		月		日		時		分		分
り災場所											
り災状況 (該当するものに○をつける)	死亡	行方不明	重傷	軽傷							
	住家	自家	借家	全壊 (焼)	%	半壊 (焼)	%				
	流失	%	床上浸水	m	床下浸水	m					
世帯構成	氏 名	続柄	性別	年令	職 業	人 的 被 害			備 考		
						死亡	行方不明	負 傷			
							重傷	軽傷			
		計									
土砂流入状況	有	無	面積	m ²			高さ	m			
避難先の所在地					氏名	TEL					
避難所の所在地	大字				名称	TEL					
被災額	千円			住民登録状況	有	無	被災住家面積	m ²			
備 考					調査者名						

4-3 建物被害調査票

(1) 様式第5号

大字 字 補助員氏名

番 号	氏 名	区 分	種別		住 家 の 被 害						住 家 を 除 く 建 物 の 被 害							
			整理番号		1		2		3		被害の 状 況	1		2		3		被害の 状 況
					一部破損		床上浸水		床下浸水			全壊(焼)		半壊(焼)		一部破損		
			人員	被害額	人員	被害額	人員	被害額	棟数	被害額		棟数	被害額	棟数	被害額			
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円			

4-6 被害等報告判定基準

区 分	基 準
人 的 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、橋梁、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう、「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

区 分	基 準
田 畑 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道 路 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他の被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

区 分	基 準
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被 害 金 額	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

5 輸送関係

5-1 緊急輸送道路（滑川町内）

種別1：第一次特定緊急輸送道路 高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路

種別2：第一次緊急輸送道路 地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線

種別3：第二次緊急輸送道路 地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線

種別	道路 管理者	路線 番号	道路 種別	路線名	区 間
1	東日本高速	関越道	高速	関越自動車道	新座市片山（都境）～ 上里町五明（群馬県境）
1	埼玉県	254	国道	国道254号	川越市小仙波（国道16号交差点）～ 神川町肥土（群馬県境）
2	埼玉県	47	主要	深谷東松山線	滑川町福田（とぎがわ熊谷線との交差点） ～東松山市上野本（254号との交差点）
2	埼玉県	173	一般	とぎがわ熊谷 線	滑川町福田（深谷東松山線との交差点）～ 熊谷市万吉（熊谷小川秩父線との交差点）
3	滑川町	159	一般	町道159号	滑川町福田（役場西側入口）～ 滑川町福田（役場北交差点）
3	滑川町	1497	一般	町道1497号	滑川町福田（役場西側入口）～ 滑川町福田（総合体育館前）

5-2 道路の整備及び管理者

名 称	連 絡 先	電 話
高 速 道 路	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	04-2944-4111
国 ・ 県 道	埼玉県東松山県土整備事務所	0493-22-2333
町 道	滑川町役場 建設課	0493-56-2211

5-3 鉄道事業者

鉄道施設名	連 絡 先	電 話
J R 高崎線	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 東日本旅客鉄道株式会社 熊谷駅	027-320-7111 048-521-0025
東武鉄道東上線	東武鉄道東上線 営業部営業企画推進課 (池袋)	03-3985-4064
	東武鉄道東上線 森林公園駅	0493-56-2205
	東武鉄道東上線 つきのわ駅	0493-62-8022

5-4 ヘリポート予定地

[空路での物資輸送拠点及び自衛隊ヘリコプター発着場]

施設名	所在地	面積	管理者	電話番号
滑川町総合運動公園	福田715-1	18,000m ²	滑川町	56-6900

[ドクターヘリ離発着場（町及び周辺地域）]

市町村名	離発着場	
滑川町	①土塩球場 ③月輪球場 ⑤おおむらさきゴルフ倶楽部	②総合運動公園 ④都第一公園
東松山市	①東松山陸上競技場（岩鼻運動公園） ③駒形公園 ⑤都幾川リバーサイドパーク ⑦野本運動場	②岩鼻運動公園（駐車場） ④大岡運動広場 ⑥唐子中央公園 ⑧ぼんどう山第1公園
嵐山町	①志賀小学校 ③菅谷中学校 ⑤鎌形野球場 ⑦花見台第1公園グラウンド	②七郷小学校 ④玉ノ岡中学校 ⑥嵐山町総合運動公園

5-5 緊急通行車両等確認様式

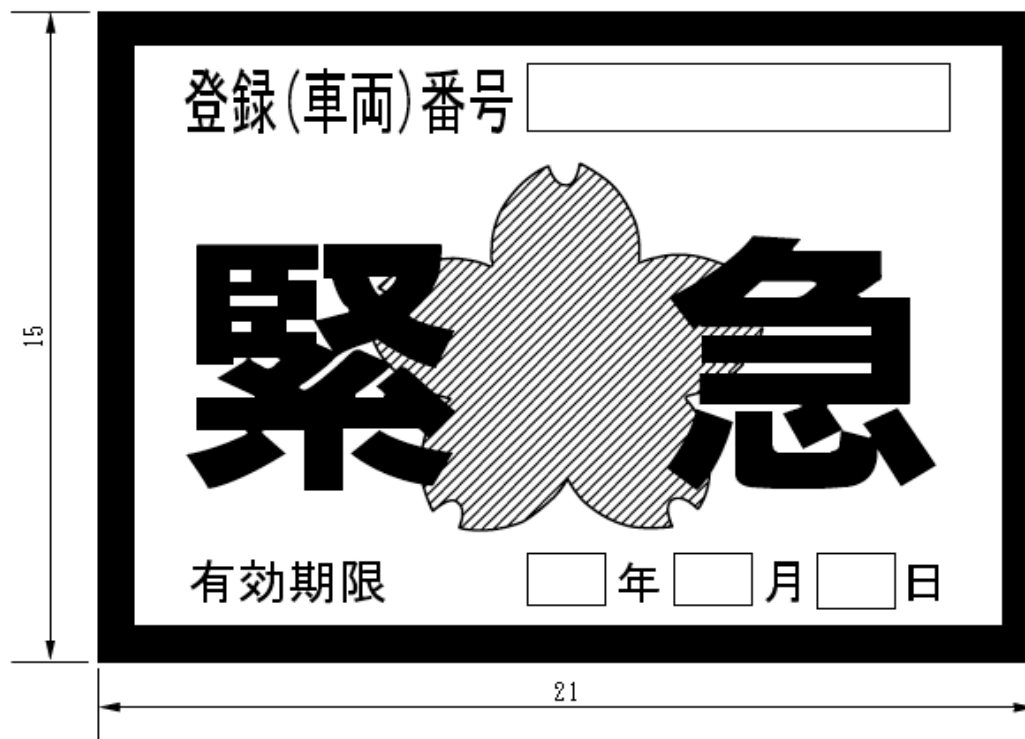
(1) 緊急通行車両確認申出書

様式第1

		令和 年 月 日
埼玉県知事 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住所		
氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	関係法令 <input type="checkbox"/> 災害応急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 <input type="checkbox"/> 警報の発令、伝達、避難指示 <input type="checkbox"/> 消防、水防その他の応急措置 <input type="checkbox"/> 被災者の救難、救助、その他の保護 <input type="checkbox"/> 児童、生徒の応急教育 <input type="checkbox"/> 施設、設備の応急復旧、整備点検 <input type="checkbox"/> 清掃、防疫等保健衛生措置 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防、交通規制、秩序維持 <input type="checkbox"/> 緊急輸送、通信確保の措置 <input type="checkbox"/> 食糧、医薬品その他の物資の確保 <input type="checkbox"/> 国民生活安定に関する措置 <input type="checkbox"/> 輸送人員、品名 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名 又は 名称	
緊急 連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(2) 緊急通行車両等の標章
様式第2号



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 緊急通行車両確認証明書

様式第3

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
埼玉県知事 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		関係法令 <input type="checkbox"/> 災害応急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 <input type="checkbox"/> 警報の発令、伝達、避難指示 <input type="checkbox"/> 消防、水防その他の応急措置 <input type="checkbox"/> 被災者の救難、救助、その他の保護 <input type="checkbox"/> 児童、生徒の応急教育 <input type="checkbox"/> 施設、設備の応急復旧、整備点検 <input type="checkbox"/> 清掃、防疫等保健衛生措置 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防、交通規制、秩序維持 <input type="checkbox"/> 緊急輸送、通信確保の措置 <input type="checkbox"/> 食糧、医薬品その他の物資の確保 <input type="checkbox"/> 国民生活安定に関する措置 <input type="checkbox"/> 輸送人員、品名 () <input type="checkbox"/> その他()
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(4) 緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証

様式第5の1

災害応急対策用	
緊急通行車両等事前届出書	
年 月 日	
(あて先)	
埼玉県知事	
申請者	
機関等の所在地(住所)	
機関等の名称	
氏 名	印
電 話	()
【担当係 氏名】	
番号欄に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策
使 用 者	住 所
	氏 名
出 発 地	
(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部(消防防災課)に提出してください。	

様式第5の2

第 号
緊急通行車両等事前届出済証
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。
年 月 日
埼玉県公安委員会 印
(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等として要件がなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき (3) その他、緊急通行車両等として使用する必要がなくなったとき

6 自衛隊関連

6-1 自衛隊災害派遣要請様式

第 年	月	号 日
埼玉県知事 へ		
滑川町長		印
自衛隊の災害派遣要請について		
災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づき下記のとおり派遣を要請します。		
記		
1 災害状況及び派遣を要請する理由 災害の状況（※ 特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する理由		
2 派遣を必要とする期間		
3 派遣を必要とする人員及び任務、装備の概数 水防、消防、通信、防疫、給水、輸送、道路啓開等 人 員 装備の概要（※ 特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき）		
4 派遣を希望する区域及び活動 派遣を希望する区域 連絡場所及び連絡者 活動内容		
5 その他参考となる事項		

7 条例等

7-1 滑川町防災会議条例

昭和39年9月28日
条例第20号

最終改正 平成25年3月15日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、滑川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 滑川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、滑川町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 町長が指定する指定地方行政機関の職員のうちから、当該指定行政機関の長が指名する者
- (2) 埼玉県知事がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 東松山警察署の署長又はその指名する職員
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 町の教育委員会の教育長
- (6) 比企広域消防本部消防長又はその指名する職員及び滑川消防団長
- (7) 町長が指定する指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から町長が任命する者

6 委員の総数は、25人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、埼玉県の職員、滑川町の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び知識経験を有する者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和39年9月28日から施行する。

附 則（昭和60年3月20日条例第1号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月15日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する改正後の滑川町防災会議条例第3条第5項第8号に規定する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、他の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

7-2 滑川町災害対策本部条例

〔 昭和39年9月28日
条 例 第 21 号 〕

最終改正 平成25年3月15日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、滑川町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年9月28日から施行する。

附 則（平成8年9月10日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月15日条例第6号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

8 防災組織・協力機関

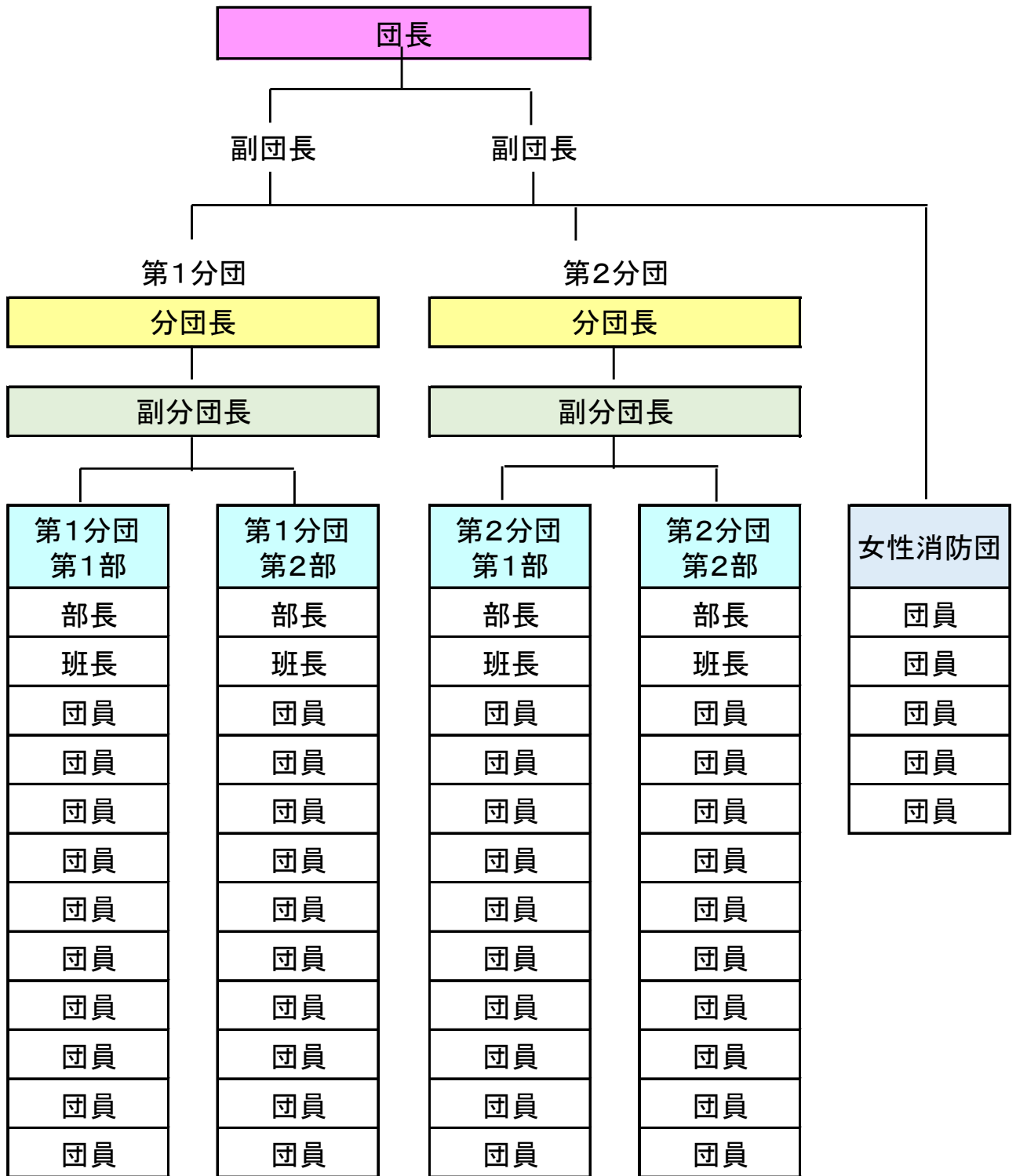
8-1 滑川町防災会議委員

滑川町防災会議条例（昭和39年9月28日条例第20号）による

（令和7年）

	区 分	機 関 名	役職等・氏名
会 長	条例第3条2項により、滑川町長があたる	滑川町	町長
1号委員	指定地方行政機関の職員	熊谷地方気象台	台長
		国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	事務所長
2号委員	埼玉県知事の部内の職員	埼玉県川越比企地域振興センター	所長
		埼玉県東松山保健所	所長
		埼玉県東松山県土整備事務所	所長
		埼玉県東松山農林振興センター	所長
3号委員	東松山警察署の署長又はその指名する職員	東松山警察署	署長
4号委員	町長がその内部の職員の内から指名する者	滑川町	副町長
			総務政策課長
			環境課長
			建設課長
			産業振興課長
			福祉課長
			高齢介護課長
			健康づくり課長
			教育委員会事務局長
			上下水道課長
5号委員	町の教育委員会の教育長	滑川町教育委員会	教育長
6号委員	比企広域消防本部消防長及び滑川消防団長	比企広域消防本部	消防長
		滑川消防団	団長
7号委員	指定地方行政機関及び指定地方公共機関の職員	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店	支店長
		東京電力パワーグリッド(株) 熊谷支社	支社長
		埼玉中央農業協同組合滑川支店	支店長
		東武鉄道(株)森林公園駅	駅長
		日本瓦斯(株)東松山営業所	所長
8号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者	自主防災組織を構成する者	

8-2 消防団



8-3 地区自主防災会関連

(1) 自主防災組織

令和8年3月31日現在

	組 織 名	設置年	備考
1	下福田地区自主防災会	平成9年	
2	上福田地区自主防災会	平成9年	
3	上山田地区自主防災会	平成11年	東・西・中里
4	下山田地区自主防災会	平成11年	前谷中郷・根岸・山王
5	土塩地区自主防災会	平成9年	
6	和泉地区自主防災会	平成9年	
7	中尾地区自主防災会	平成8年	
8	伊古地区自主防災会	平成8年	
9	水房地区自主防災会	平成8年	
10	月輪地区自主防災会	平成8年	
11	両家・糠ヶ谷戸自主防災会	平成10年	
12	金越・蟹山自主防災会	平成10年	
13	羽尾中組自主防災会	平成10年	
14	表地区自主防災会	平成23年	羽二自主防災会は H9設立 (H23に3地区に分散)
15	平地区自主防災会	平成23年	
16	裏郷地区自主防災会	平成23年	
17	羽尾三区自主防災会	平成8年	
18	六軒地区自主防災会	平成17年	
19	都地区自主防災会	平成10年	
20	都団地自主防災会	平成17年	
21	みなみ野・十三塚自主防災会	平成10年	

(2) 自主防災会規約（案）

〇〇地区自主防災会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、〇〇地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇地区にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 若干人
- (4) 監査役 2人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

（総会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合には臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

- (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。
(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
- (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
 - (5) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

(3) 地区自主防災会防災計画（案）

〇〇〇地区自主防災会防災計画（案）

1 目的

この計画は、〇〇〇防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

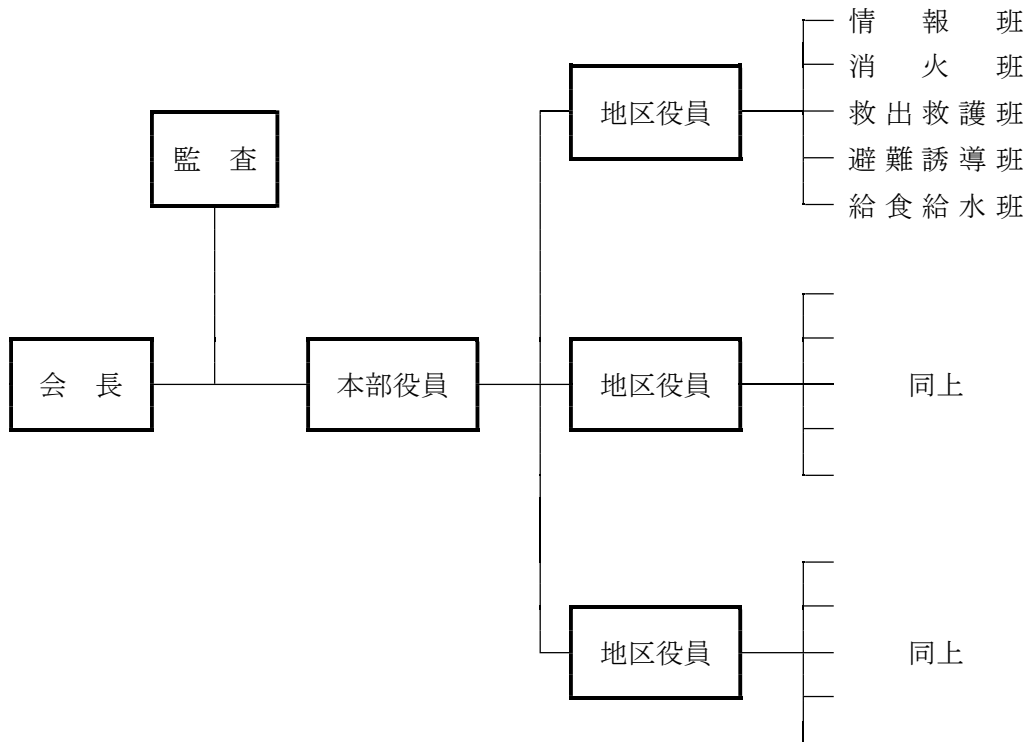
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食・給水に関する事。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日、防災とボランティアの日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行い得るようになるため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出救護訓練
- オ 炊き出し訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の被害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するととも

資料編

に、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、携帯無線機、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月 日 を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整備整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 消火器等消火資機材の整備状況

エ その他建物等の危険個所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

ア 可搬式（小型）動力ポンプの配備

イ 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じた時は、直ちに救出救護活動を行う。この場合において、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めたときは、次頁の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

9 避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

滑川町長の避難命令が発令されたとき、又は防災会長が必要と認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難場所

- | | |
|----------|-------------|
| ア 一時避難場所 | 〇〇〇集会所 |
| イ 広域避難場所 | 〇〇〇小学校グラウンド |
| ウ 広域避難施設 | 〇〇〇体育館 |

10 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、町から配分された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分及び炊き出し等による給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、町から提供された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11 防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画（例）

資 機 材 等	数 量	保 管 場 所	管 理 方 法
情報連絡用資機材 携帯用無線機			
初期消火用資機材 消火器 バケツ 可搬ポンプ			
救難・救護用資機材 タンカ 救急箱			
給食給水用資機材 ポリタンク 大鍋 ガスコンロ			
備蓄物資 毛布 タオル ゴザ			

(2) 定期点検

毎年9月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

8-4 ボランティア・奉仕団体

(1) ボランティア・奉仕団の連絡先

グループ名	代 表 者	電 話 番 号	事務局
民生委員・児童委員協議会		56-2056	福祉課
赤十字奉仕団		56-6345	社会福祉協議会
自主防災会	—	—	各地区で設置
滑川消防OB会		56-2221	滑川分署

9 協定等

9-1 市町村との協定

番号	協定名	協定締結の相手方	協定締結日	協定内容
1	大規模災害時における相互応援に関する協定書（隣接市町村）	熊谷市・東松山市・坂戸市・滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町・川島町・吉見町・鳩山町・東秩父村	平成8年3月1日	物資・職員派遣等の相互応援
2	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	平成19年5月1日	物資・職員など全般的な相互応援支援
3	災害相互支援協定書（松島町）	宮城県松島町	平成24年11月3日	物資・職員派遣等の相互支援
4	災害時相互支援協定書（上市町）	富山県上市町	平成26年8月20日	物資・職員派遣等の相互支援
5	災害時相互支援協定書（笠松町）	岐阜県笠松町	平成26年12月17日	物資・職員派遣等の相互支援
6	災害時相互支援協定書（東庄町）	千葉県東庄町	平成27年10月22日	物資・職員派遣等の相互支援
7	災害時の相互応援に関する協定書	富山県滑川市	令和7年11月17日	物資・職員派遣等の相互支援

9-2 災害時の情報交換等に関する協定

番号	協定名	協定締結の相手方	協定締結日	協定内容
1	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局長	平成 23 年 2 月 1 日	被害情報共有・リエゾン派遣
2	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年 10 月 4 日	災害時の情報発信

9-3 避難施設関係の協定

番号	協定名	協定締結の相手方	協定締結日	協定内容
1	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書	社会福祉法人きずなの会（障害者支援施設 療護園滑川）	平成 25 年 2 月 1 日	福祉避難所として受入・運用
2	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書	社会福祉法人滑川珠美園（障害者支援施設 滑川珠美園）	令和 4 年 5 月 30 日	福祉避難所として施設利用
3	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書	社会福祉法人オルオル（生活介護事業所 たけのこ）	令和 4 年 5 月 30 日	福祉避難所として施設利用
4	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書	株式会社ふれあい倶楽部 ふれあい大笑庵	令和 4 年 5 月 30 日	福祉避難所として施設利用
5	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立滑川総合高校	令和 5 年 12 月 28 日	避難施設としての利用
6	災害発生時における施設等の提供協力に関する協定書	株式会社ダスキんくりはら	令和 6 年 4 月 26 日	災害時の一時滞在施設として利用
7	災害時における宿泊施設利用の協力に関する協定書	株式会社ポケットキャッチ 森林ホテル	令和 6 年 6 月 17 日	災害時の一時滞在施設として利用
8	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書	一般社団法人のぞみ	令和 6 年 7 月 16 日	福祉避難所として施設利用

9-4 民間賃貸住宅の提供支援に関する協定

番号	協定名	協定締結の相手方	協定締結日	協定内容
1	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書	（社）埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉西部支部	平成 18 年 9 月 1 日	被災者向け賃貸住宅の提供支援

9-5 救援物資関係の協定

番号	協定名	協定締結の相手方	協定締結日	協定内容
1	災害時における救援物資提供に関する協定書	三国コカ・コーラボトリング株式会社	平成 17 年 6 月 30 日	飲料提供（自販機等）
2	災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定	株式会社伊藤園	平成 26 年 1 月 31 日	飲料水の供給協力
3	災害時における生活物資の	株式会社カインズ	平成 24 年 5 月 1 日	日用品等の供

	供給協力に関する協定書			給・運搬協力
4	災害時における主食供給等の協力に関する協定	埼玉中央農業協同組合 (JA)	平成29年12月21日	主食 (米等) の供給・運搬協力
5	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社	令和2年8月31日	大規模停電の早期復旧で連携
6	災害時における救援物資 (米) の提供に関する協定	滑川町谷津田米生産者組合	平成27年12月17日	米の調達及び供給
7	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	セツカートン株式会社	令和2年9月23日	段ボールベットの調達
8	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	令和6年6月27日	レンタル機材の提供
9	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書	一般社団法人日本キッチンカー協会	令和6年8月26日	キッチンカーによる物資供給
10	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社ダスキんくりはら	令和7年2月27日	レンタル機材の提供
11	災害時における物資供給等の協力に関する協定書	株式会社セキ薬品	令和7年7月28日	食料品等の物資供給

9-6 ライフライン復旧関係の協定

番号	協定名	協定締結の相手方	協定締結日	協定内容
1	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	平成21年4月27日	公共施設等の電気設備復旧支援
2	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本)	平成26年10月15日	特設公衆電話の通信確保
3	災害時におけるLPガス優先供給に関する協定	日本瓦斯株式会社	平成27年8月5日	避難所等へLPガス優先供給
4	災害時における燃料の供給に関する協定書	埼玉中央農業協同組合 (JA)	平成29年12月21日	燃料 (ガソリン等) の供給協力
5	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定書	小川地区清掃組合	令和2年11月2日	し尿等の収集運搬
6	災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等に関する協定書	小川地区清掃組合	令和2年11月2日	一般廃棄物の収集運搬など
7	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	令和2年5月29日	災害廃棄物の処理など

9-7 輸送関連の協定

番号	協定名	協定締結の相手方	協定締結日	協定内容
1	災害時における物資の輸送に関する協定書	(社) 埼玉県トラック協会小川・松山支部	平成24年2月22日	緊急物資の輸送 (車両提供)
2	災害時における物資輸送等に関する協定書	福山通運株式会社 東松山営業所	令和6年3月21日	物資輸送等の支援協力

9-8 その他の協定

番号	協定名	協定締結の相手方	協定締結日	協定内容
1	滑川町と日本郵便株式会社東松山郵便局との包括連携協定	日本郵便株式会社東松山郵便局	平成29年11月22日	災害発生時の協力及び平時からの地域安全等
2	災害時における無人航空機による協力活動に関する協定	高瀬測量設計株式会社	平成29年9月13日	無人航空機による情報収集活動
3	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	令和元年11月21日	被災者等の相談支援
4	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	令和2年9月23日	行政書士業務相談
5	人工衛星データ等の活用による地域協力活動に関する包括協定書	一般財団法人リモート・センシング技術センター	令和3年3月29日	人工衛星データを活用した地域協力
6	災害発生時におけるヘリコプターの運航に関する協定書	有限会社あらや石油 おおむらさきヘリポート	令和5年1月27日	物資搬送及び被害状況調査
7	災害時の医療救護に関する協定書	一般財団法人比企医師会	令和4年3月30日	医療救護班の派遣等
8	災害時における支援協力に関する協定書	株式会社セキ薬品	令和7年7月28日	車両の一時待避所としての提供

10 参考資料

10-1 地震被害想定

1 想定地震

県は、平成 24～25 年度の 2 か年で「埼玉県地震被害想定調査」を実施した。本調査は、本県では今回が 5 回目の実施となる。

想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の 5 つの地震とした。なお、県の想定地震は、地震調査研究推進本部の最新の評価が反映されていないため、本計画では埼玉県と同様に、関東平野北西縁断層帯については深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定している。

〔想定地震の一覧〕

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

〔想定地震の断層位置図〕



2 想定条件

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測が行われた。

<p>○季節・時刻3ケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬 5時 — 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース ・夏 12時 — 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース ・冬 18時 — 火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
<p>○風速2ケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3m/s — 平均的な風速のケース ・ 8m/s — 強風のケース

3 活断層による地震動について

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。

関東平野北西縁断層帯は3点(北、中央、南)、立川断層帯は2点(北、南)のパターンを設定した。



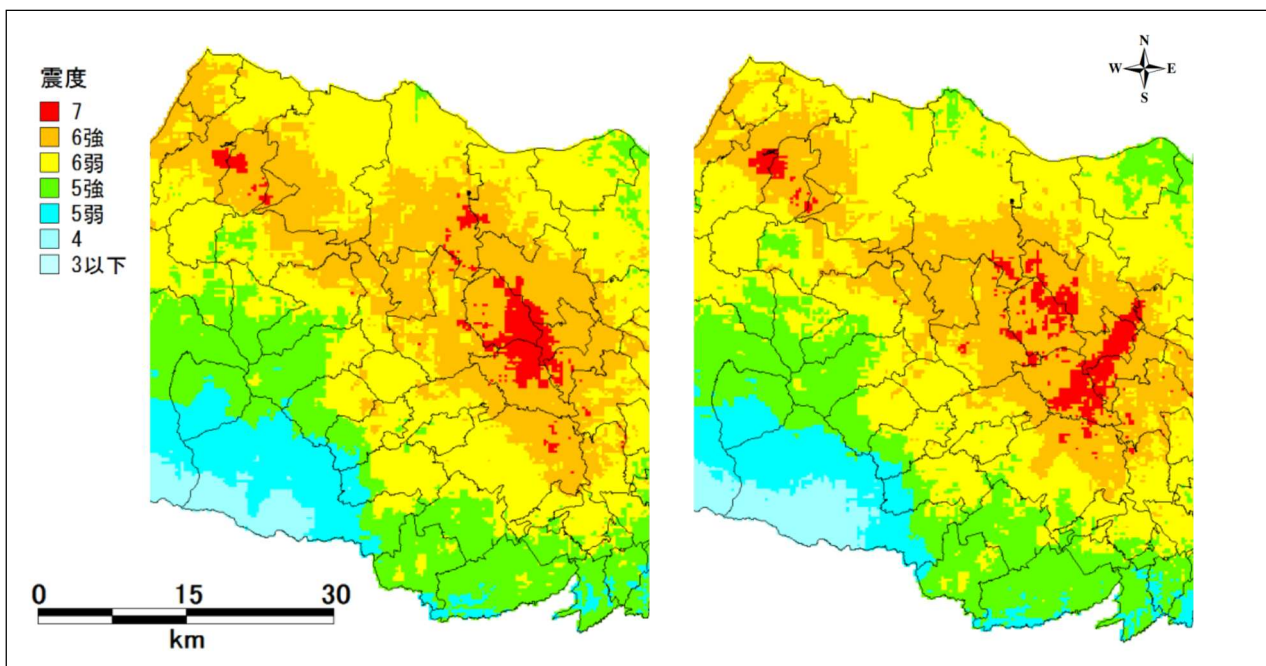
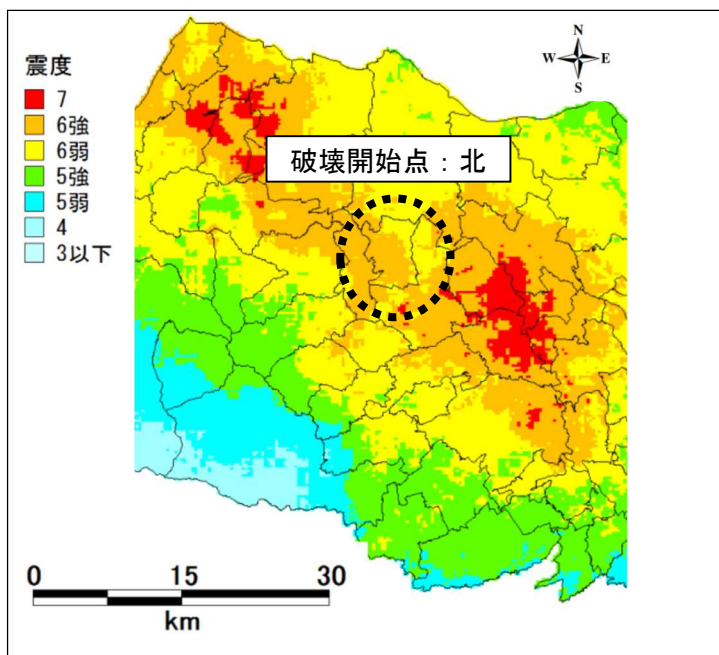
4 予測される震度

想定地震での本町の最大震度は、震度4から震度5強と予測されているが、中でも「関東平野北西縁断層帯地震」は震度6強になると予測される。

〔マグニチュード及び最大震度の予測〕

	マグニ チュード	町内の 最大震度
東京湾北部地震	7.3	5弱
茨城県南部地震	7.3	5弱
元禄型関東地震	8.2	5弱
関東平野北西縁断層帯地震		
破壊開始点:北	8.1	6強
破壊開始点:中央	8.1	6強
破壊開始点:南	8.1	6強
立川断層帯地震		
破壊開始点:北	7.4	5強
破壊開始点:南	7.4	5強

〔関東平野北西縁断層帯地震〕



5 被害想定

(1) 液状化

液状化については、いずれも「極めて低い」ランクとなっている。

〔液状化可能性ランク別面積率〕

	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
極めて低い	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
低い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
やや高い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

概ねランクCの危険度であるが、関東平野北西縁断層帯地震では、ランクAの危険度が高い急傾斜地が1箇所見られる。

〔急傾斜地崩壊危険箇所数〕

	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
箇所数	10	10	10	10	10	10	10	10
ランクA	0	0	0	1	1	1	0	0
ランクB	0	0	0	0	0	0	0	0
ランクC	10	10	10	9	9	9	10	10

(3) 建物被害予測

関東平野北西縁断層帯地震において、揺れによる被害が多数発生することが予想されている。中でも、破壊開始点が南で冬18時に発生した場合は、揺れや火災により全壊は450棟、半壊は790棟余りに被害が生じると考えられる。

〔要因別建物被害一覧表（全壊棟数）〕

		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		
					破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南	
冬5時	揺れ	0	0	0	298	273	394	0	0	
	液状化	0	0	0	0	0	0	0	0	
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0	
	火災	3m/s	0	0	0	8	9	10	0	0
		8m/s	0	0	0	9	10	11	0	0
	合計	3m/s	0	0	0	306	282	404	0	0
8m/s		0	0	0	307	283	405	0	0	
夏12時	揺れ	0	0	0	298	273	394	0	0	
	液状化	0	0	0	0	0	0	0	0	
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0	
	火災	3m/s	0	0	0	12	13	14	0	0
		8m/s	0	0	0	13	14	15	0	0
	合計	3m/s	0	0	0	310	286	408	0	0
8m/s		0	0	0	311	287	409	0	0	
冬18時	揺れ	0	0	0	298	273	394	0	0	
	液状化	0	0	0	0	0	0	0	0	
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0	
	火災	3m/s	0	0	0	48	53	54	1	0
		8m/s	0	0	0	52	55	57	1	0
	合計	3m/s	0	0	0	347	326	448	1	0
8m/s		0	0	0	350	328	450	1	0	

〔要因別建物被害一覧表（半壊棟数）〕

	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
揺れによる被害	0	0	0	712	709	793	0	0
液状化による被害	0	0	0	0	0	0	0	0
急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	712	709	793	0	0

(4) 人的被害予測

関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合は人的被害が発生すると予測されている。中でも、破壊開始点が南で冬5時に発生した場合の被害が最も大きく、死者は30名弱、負傷者は180名弱、うち重傷者は30名余りになると予想される。なお、死因については、建物の倒壊によるものが多いと考えられる。

要救助者についても、破壊開始点が南で冬5時の場合の被害が最も多く、100名の要救助者の発生が予想されている。

〔人的被害集計結果の一覧表〕

		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		
					破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南	
冬5時	風速 3m/s	死者	0	0	0	21	19	27	0	0
		負傷者	0	0	0	151	147	177	0	0
		うち重傷者	0	0	0	25	23	33	0	0
	風速 8m/s	死者	0	0	0	21	19	27	0	0
		負傷者	0	0	0	151	147	178	0	0
		うち重傷者	0	0	0	25	23	33	0	0
夏12時	風速 3m/s	死者	0	0	0	10	9	14	0	0
		負傷者	0	0	0	94	91	110	0	0
		うち重傷者	0	0	0	13	12	17	0	0
	風速 8m/s	死者	0	0	0	10	9	14	0	0
		負傷者	0	0	0	94	91	111	0	0
		うち重傷者	0	0	0	13	12	17	0	0
冬18時	風速 3m/s	死者	0	0	0	15	13	19	0	0
		負傷者	0	0	0	104	100	121	0	0
		うち重傷者	0	0	0	16	15	21	0	0
	風速 8m/s	死者	0	0	0	15	13	19	0	0
		負傷者	0	0	0	104	101	121	0	0
		うち重傷者	0	0	0	16	15	21	0	0

〔要因別死者数予測結果の一覧表〕

		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		
					破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南	
冬5時	建物倒壊	0	0	0	21	19	27	0	0	
	屋内転倒	0	0	0	2	2	2	0	0	
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3m/s	0	0	0	21	19	27	0	0
		8m/s	0	0	0	21	19	27	0	0
夏12時	建物倒壊	0	0	0	10	9	13	0	0	
	屋内転倒	0	0	0	1	1	1	0	0	
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3m/s	0	0	0	10	9	14	0	0
		8m/s	0	0	0	10	9	14	0	0
冬18時	建物倒壊	0	0	0	14	13	19	0	0	
	屋内転倒	0	0	0	1	1	1	0	0	
	急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3m/s	0	0	0	15	13	19	0	0
		8m/s	0	0	0	15	13	19	0	0

〔要救助者数予測結果の一覧表〕

		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	木造建物内	0	0	0	65	60	87	0	0
	非木造建物内	0	0	0	11	10	13	0	0
	合計	0	0	0	76	70	100	0	0
夏12時	木造建物内	0	0	0	26	24	35	0	0
	非木造建物内	0	0	0	20	18	24	0	0
	合計	0	0	0	46	42	58	0	0
冬18時	木造建物内	0	0	0	43	39	57	0	0
	非木造建物内	0	0	0	14	13	17	0	0
	合計	0	0	0	57	52	74	0	0

(5) 交通網の被害予測

地震による道路や橋梁の被害は、地震直後の避難活動や消防活動ばかりでなく、その後の復旧活動にとっても重要な問題である。また、道路は町内のみならず、周辺道路環境の状況にも大きく左右される。

道路交通は、震度6強以上の地震が発生した場合に、橋梁の被害や交通渋滞などの発生が生ずるおそれがある。本町では、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合に震度6強以上のエリアに立地している橋梁があり、役場付近の道路では閉塞率が20%以上になることも予想されている。

鉄道は、震度6強以上で脱線による被害の発生が予想される。本町を走る東武東上線は、関東北西縁断層帯地震が発生した場合は、総距離の3割強にあたる約22キロで被害が生じる可能性が予想されているため、帰宅困難者等への対応も含め、鉄道事業者との連携が重要になると考えられる。

資料編

(6) ライフラインの被害予測

① 電力

停電被害は、関東平野北西縁断層帯地震において発生すると見込まれ、破壊開始点が南の場合は、停電世帯は 1,500 世帯余り、停電人口は 4,200 人余り、停電率は 2 割台半ばに及ぶと考えられる。電力電柱被害も停電被害と同様で、関東平野北西縁断層帯地震において発生すると見込まれ、破壊開始点が南で冬 18 時に発生した場合は、120 本余りの電柱が被害を受け、被害率は約 2%となる。

停電は災害対策において深刻な影響が及ぶため、災害対策本部となる役場やその代替施設、あるいは避難所などにおける電源確保が重要となる。

〔停電被害予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
直後 (火災なし)		停電世帯数(直後)	0	0	0	6,186	6,186	6,186	0	0
		停電人口(直後)	0	0	0	17,323	17,323	17,323	0	0
		停電率(%) (直後)	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00
冬 5時	3m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	1,138	1,042	1,501	0	0
		停電人口(1日後)	0	0	0	3,186	2,917	4,204	1	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	18.39	16.84	24.27	0.00	0.00
	8m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	1,138	1,042	1,501	0	0
		停電人口(1日後)	0	0	0	3,187	2,918	4,204	1	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	18.40	16.84	24.27	0.00	0.00
夏 12時	3m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	1,140	1,044	1,503	0	0
		停電人口(1日後)	0	0	0	3,192	2,923	4,209	1	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	18.42	16.88	24.30	0.01	0.00
	8m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	1,140	1,044	1,503	0	0
		停電人口(1日後)	0	0	0	3,193	2,924	4,210	1	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	18.43	16.88	24.30	0.01	0.00
冬 18時	3m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	1,159	1,065	1,522	1	0
		停電人口(1日後)	1	0	0	3,246	2,983	4,263	2	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	18.74	17.22	24.61	0.01	0.00
	8m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	1,161	1,067	1,524	1	0
		停電人口(1日後)	1	0	0	3,250	2,987	4,267	2	0
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	18.76	17.24	24.63	0.01	0.00

〔電力電柱被害予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	3m/s	電柱被害	0	0	0	72	72	100	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.19	1.19	1.66	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害	0	0	0	72	72	100	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.20	1.19	1.66	0.00	0.00
夏12時	3m/s	電柱被害	0	0	0	73	73	102	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.22	1.22	1.69	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害	0	0	0	74	74	102	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.23	1.22	1.69	0.00	0.00
冬18時	3m/s	電柱被害	0	0	0	92	91	122	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.52	1.51	2.03	0.00	0.01
	8m/s	電柱被害	0	0	0	93	92	123	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.54	1.53	2.05	0.01	0.01

② 通信

関東平野北西縁断層帯地震において、破壊開始点が中央の場合若しくは南の場合に被害が発生すると考えられる。最も被害が大きいと考えられるケースは破壊開始点が南で、冬18時に発生すると、不通回線数は50世帯弱、不通率は1%になると考えられる。

通信機能の喪失は、情報収集や伝達等において大きな支障が生ずるため、役場や医療機関などの重要施設における通信対策は重要となる。

〔不通回線被害予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	3m/s	不通回線数	0	0	0	0	22	30	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.51	0.71	0.00	0.00
	8m/s	不通回線数	0	0	0	0	22	31	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.51	0.71	0.00	0.00
夏12時	3m/s	不通回線数	0	0	0	0	23	32	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.54	0.74	0.00	0.00
	8m/s	不通回線数	0	0	0	0	24	32	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.55	0.74	0.00	0.00
冬18時	3m/s	不通回線数	0	0	0	0	36	47	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.84	1.08	0.00	0.01
	8m/s	不通回線数	0	0	0	0	37	47	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.85	1.10	0.00	0.01

〔通信電柱被害予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	21	21	29	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.19	1.19	1.66	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	21	21	29	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.20	1.19	1.66	0.00	0.00
夏12時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	21	21	30	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.22	1.22	1.69	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	22	21	30	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.23	1.22	1.69	0.00	0.00
冬18時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	27	27	36	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.52	1.51	2.03	0.00	0.01
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	27	27	36	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	1.54	1.53	2.05	0.01	0.01

〔携帯電話不通ランク予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	風速 3m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.4	16.8	24.3	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.7	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—
	風速 8m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.4	16.8	24.3	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.7	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—
夏12時	風速 3m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.4	16.9	24.3	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.7	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—
	風速 8m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.4	16.9	24.3	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.7	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—
冬18時	風速 3m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.7	17.2	24.6	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	1.1	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—
	風速 8m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	18.8	17.2	24.6	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	1.1	0.0	0.0
		ランク	—	—	—	—	—	—	—	—

③ ガス

被害想定は都市ガスを対象としたもので、関東平野北西縁断層帯地震では、4件（供給停止率100.0%）のガス供給停止が発生する。

なお、東日本大震災では、プロパンガスの事故なども発生した他、流通網と供給基地自体の被災によりガスの確保が困難となり、災害復旧にも大きな影響が及んだ。

〔ガス供給停止予測結果一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
供給停止件数	0	0	0	4	4	4	0	0
供給停止率(%)	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.00	0.00

④ 上水道

関東平野北西縁断層帯地震に被害の発生が予想され、中でも破壊開始点が中央の場合には、配水管の被害が61箇所発生し、1日後には4,400世帯余り（断水率70%強）で断水となることが予想される。

〔配水管・断水予測結果一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
被害箇所数	0	0	0	54	61	47	0	0
被害率（箇所/km）	0.00	0.00	0.00	0.70	0.79	0.62	0.00	0.00
断水率（%）（1日後）	0.0	0.0	0.0	68.4	71.3	64.9	0	0
断水世帯数（1日後）	0	0	0	4,229	4,408	4,017	0.00	0.00
断水人口（人）（1日後）	0	0	0	11,843	12,344	11,248	0	0

⑤ 下水道

いずれの想定地震においても被害の発生が予測されているが、中でも関東平野北西縁断層帯地震での被害が大きく、約10km（被害率40%強）の管渠被害が発生し、機能支障人口は3千人強に及ぶと予測される。

〔管渠被害等予測結果一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
被害延長（km）	3	0	2	9	10	10	4	4
被害率（%）	12.7	0.3	6.5	40.4	41.1	41.7	16.7	18.7
機能支障人口（人）	955	26	492	3,049	3,102	3,141	1,257	1,407

(7) その他の生活支障の被害予測

① 避難者

避難者は、関東平野北西縁断層帯地震で多数発生すると予想されており、中でも破壊開始点が南で、冬18時・8m/sに発生した場合に避難者数が最大となり、1日後の全避難者は1,500人余り、うち避難所の避難者が900人余り、避難所外の避難者が600人余り、1週間後には全避難者2,230人余りとなり、避難所の避難者と避難所外の避難者数はほぼ同程度の1,120人弱が予想される。そして1か月後には全避難者は3,020人弱となり、そのうち避難所の避難者は900人余り、避難所外避難者が2,110人余りとなることが予想されている。

〔避難者予測結果一覧表＊関東平野北西縁断層帯地震〕

ケース	風速	項目	破壊開始点：北			破壊開始点：中央			破壊開始点：南		
			1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
冬5時	風速 3m/s	避難者	1,085	1,880	2,913	1,018	1,847	2,834	1,379	2,115	2,903
		・避難所	651	940	874	611	923	850	828	1,057	871
		・避難所外	434	940	2,039	407	923	1,984	552	1,057	2,032
	風速 8m/s	避難者	1,086	1,882	2,915	1,019	1,848	2,835	1,380	2,116	2,904
		・避難所	652	941	874	611	924	851	828	1,058	871
		・避難所外	435	941	2,040	408	924	1,985	552	1,058	2,033
夏12時	風速 3m/s	避難者	1,095	1,890	2,922	1,029	1,857	2,844	1,390	2,125	2,913
		・避難所	657	945	877	617	929	853	834	1,063	874
		・避難所外	438	945	2,046	412	929	1,991	556	1,063	2,039
	風速 8m/s	避難者	1,097	1,892	2,924	1,031	1,859	2,845	1,392	2,127	2,915
		・避難所	658	946	877	618	930	854	835	1,064	874
		・避難所外	439	946	2,047	412	930	1,992	557	1,064	2,040
冬18時	風速 3m/s	避難者	1,195	1,984	3,010	1,137	1,960	2,940	1,497	2,227	3,010
		・避難所	717	992	903	682	980	882	898	1,114	903
		・避難所外	478	992	2,107	455	980	2,058	599	1,114	2,107
	風速 8m/s	避難者	1,203	1,992	3,018	1,143	1,966	2,945	1,505	2,235	3,017
		・避難所	722	996	905	686	983	884	903	1,117	905
		・避難所外	481	996	2,113	457	983	2,062	602	1,117	2,112

※表中の避難所とは「避難者のうち、避難所にいる避難者」、避難所外は「避難者のうち、避難所外での避難者」となる。

② 帰宅困難者

帰宅困難者は関東平野北西縁断層帯地震では多数の発生が予想され、その中でも休日12時が最も多く、3,910人余り（内閣府（2013））である。

〔帰宅困難者数一覧表〕

予測	ケース		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
内閣府※	平日	12時	2,487	1,629	1,987	3,607	3,607	3,607	3,203	3,075
		18時	1,506	1,150	1,075	2,246	2,246	2,246	1,986	1,918
	休日	12時	2,855	1,677	2,250	3,915	3,915	3,915	3,455	3,313
		18時	1,621	1,049	1,281	2,427	2,427	2,427	2,223	2,172
埼玉県※	平日	12時	2,186	1,082	1,881	3,409	3,409	3,409	2,944	2,449
		18時	1,021	517	828	1,816	1,816	1,816	1,508	1,197
	休日	12時	2,674	1,214	2,299	3,838	3,838	3,838	3,318	2,796
		18時	1,207	61	1,176	1,970	1,970	1,970	1,738	1,505

※内閣府：内閣府による2013年の調査手法によるもの。

埼玉県：埼玉県による2007年の手法によるもの。ただし、収集データは2013年。

③ 中期住機能支障

中期住機能支障は関東平野北西縁断層帯地震の破壊開始点が南において被害が最も大きく、中期の住居被害避難所避難者数は451人、応急仮設住宅等需要数は161人となる。

〔中期住機能支障一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
住居被害避難所避難者数	0	0	0	361	343	451	1	4
応急仮設住宅等需要数	0	0	0	129	122	161	0	0

④ 飲食機能支障

飲食機能支障は、関東平野北西縁断層帯地震で大きく被害が生じ、中でも破壊開始点が南の場合、食料需要量は3日後で10,303食、7日後で25,732食の需要が見込まれる。

飲料水は破壊開始点が中央の場合に被害がもっとも大きく、3日後で92キロリットル、7日後で157キロリットルの需要が見込まれる。

生活必需品は、破壊開始点が南の場合がもっとも大きく、2,235枚の需要が見込まれる。

〔食料需要量一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
食料需要量3日後(食)	8	1	4	8,501	8,171	10,303	12	20
食料需要量7日後(食)	18	1	8	21,999	21,407	25,732	27	44

〔飲料水需要量一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
飲料水需要量3日後(kl)	0	0	0	88	92	84	0	0
飲料水需要量7日後(kl)	0	0	0	151	157	143	0	0

〔生活必需品需要量一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
生活必需品需要量(枚)	1	0	1	1,992	1,966	2,235	2	3

⑤ し尿発生量

し尿発生量は関東平野北西縁断層帯地震において被害が発生し、破壊開始点の南の場合、1週間後の仮設トイレ需要量は9基となる。1日あたりのし尿発生量は2.2キロリットルである。

〔し尿発生量一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
仮設トイレ需要量 (1週間後：基)	0	0	0	8	8	9	0	0
し尿発生量(kl/1日あたり)	0.0	0.0	0.0	1.9	1.8	2.2	0.0	0.0

⑥ 災害時要援護者（要配慮者）

本調査は、平成25年6月の災対法の一部改正前に行われた調査であるため、ここでは同法改正前の災害時要援護者として、対象は以下のとおりとする。

災害時要援護者は関東平野北西縁断層帯地震で多く発生し、破壊開始点が南の場合、180人余りに上ることが予測されている。

〔災害時要援護者の対象〕

① 65歳以上の単身高齢者	⑥ 要介護認定者（要支援者を除く）
② 5歳未満の乳幼児	⑦ 難病患者
③ 身体障害者	⑧ 妊産婦
④ 知的障害者	⑨ 外国人
⑤ 精神障害者	

〔避難所避難者のうちの災害時要援護者一覧表：1週間後〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
住居被害避難所避難者数	0	0	0	165	163	185	0	0

⑦ 災害廃棄物

災害廃棄物は、関東平野北西縁断層帯地震で発生することが予想され、中でも破壊開始点が南で冬18時、風速8m/sの時に最も廃棄物の量が多く発生すると考えられ、その量は6.9万t、4.5万m³に上る。

〔災害廃棄物予測結果一覧表〕

ケース	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		
					破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南	
冬5時	風速3m/s	(万トン)	0.0	0.0	0.0	4.6	4.3	6.0	0.0	0.0
		(万m ³)	0.0	0.0	0.0	3.0	2.7	3.9	0.0	0.0
	風速8m/s	(万トン)	0.0	0.0	0.0	4.6	4.3	6.0	0.0	0.0
		(万m ³)	0.0	0.0	0.0	3.0	2.7	3.9	0.0	0.0
夏12時	風速3m/s	(万トン)	0.0	0.0	0.0	4.7	4.3	6.1	0.0	0.0
		(万m ³)	0.0	0.0	0.0	3.0	2.8	3.9	0.0	0.0
	風速8m/s	(万トン)	0.0	0.0	0.0	4.7	4.3	6.1	0.0	0.0
		(万m ³)	0.0	0.0	0.0	3.0	2.8	3.9	0.0	0.0
冬18時	風速3m/s	(万トン)	0.0	0.0	0.0	5.4	5.1	6.8	0.0	0.0
		(万m ³)	0.0	0.0	0.0	3.5	3.3	4.4	0.0	0.0
	風速8m/s	(万トン)	0.0	0.0	0.0	5.4	5.1	6.9	0.0	0.0
		(万m ³)	0.0	0.0	0.0	3.5	3.3	4.5	0.0	0.0

10-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成13年3月23日
埼玉県告示第393号

最終改正：令和7年12月16日告示第931号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成十二年四月一日から適用する。

昭和四十年埼玉県告示第六百三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

第一章 救助の程度、方法及び期間

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号。以下「内閣府告示」という。）第二条に規定する基準の例により行うこととする。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、内閣府告示第三条に規定する基準の例により行うこととする。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、内閣府告示第四条に規定する基準の例により行うこととする。

（医療及び助産）

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、内閣府告示第五条に規定する基準の例により行うこととする。

（被災者の救出）

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、内閣府告示第六条に規定する基準の例により行うこととする。

（福祉サービスの提供）

第七条 法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供は、内閣府告示第七条に規定する基準の例により行うこととする。

（被災した住宅の応急修理）

第八条 法第四条第一項第七号の被災した住宅の応急修理は、内閣府告示第八条に規定する基準の例により行うこととする。

資料編

(生業に必要な資金の貸与)

第九条 法第四条第一項第八号の生業に必要な資金の貸与は、内閣府告示第九条に規定する基準の例により行うこととする。

(学用品の給与)

第十条 法第四条第一項第九号の学用品の給与は、内閣府告示第十条に規定する基準の例により行うこととする。

(埋葬)

第十一条 法第四条第一項第十号の埋葬は、内閣府告示第十一条に規定する基準の例により行うこととする。

(死体の捜索及び処理)

第十二条 法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、内閣府告示第十二条に規定する基準の例により行うこととする。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十三条 法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、内閣府告示第十三条に規定する基準の例により行うこととする。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十四条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、内閣府告示第十四条に規定する基準の例により、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十五条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第五号までに規定する者

イ 日当 (一人一日当たり)

(1) 医師及び歯科医師

二万二千百円以内

(2) 薬剤師

一万七千七百円以内

(3) 保健師及び助産師

一万八千四百円以内

(4) 看護師

一万八千百円以内

(5) 准看護師

一万五千三百円以内

(6) 栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士及び言語聴覚士

- 一万六千六百円以内
- (7) 歯科衛生士及び歯科技工士
一万六千六百円以内
- (8) 救急救命士
一万六千四百円以内
- (9) 保育士
一万五千円以内
- (10) 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者及び建築技術者
一万六千六百円以内
- (11) 大工
三万円以内
- (12) 左官
三万六千六百円以内
- (13) とび職
三万八千八百円以内

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イの（1）から（13）までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イの（1）から（13）までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）において定める額以内とすること。

二 令第四条第六号から第十一号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

- 2 法第八条第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第二条から第十四条までに定めるところにより行うこととする。

第三章 災害救助事務

（救助事務費）

第十六条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用は、内閣府告示第十六条に規定する基準の例によることとする。

前 文（抄）（平成十四年五月十七日告示第九百四十三号）
平成十四年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成十八年四月二十八日告示第八百十三号）
平成十八年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十六年五月二十三日告示第七百七十一号）
平成二十六年四月一日から適用する。

資料編

前 文（抄）（平成二十七年五月一日告示第四百九十二号）
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十年五月二十五日告示第五百七十四号）
平成三十年四月一日から適用する。

前 文（抄）（令和二年二月二十八日告示第百三十三号）
令和元年十月十二日から適用する。

前 文（抄）（令和四年七月十九日告示第七百五十号）
令和四年四月一日から適用する。

前 文（抄）（令和五年三月三十一日告示第三百六十三号）
令和五年四月一日から施行する。

前 文（抄）（令和六年三月二十九日告示第二百九十五号）
令和六年四月一日から施行する。

前 文（抄）（令和七年十二月十六日告示第九百三十号）
令和七年七月一日から適用する。

10-3 指定文化財一覧

(1) 国指定文化財

種別・種類	名称 (ふりがな)	員数	所在地または所在の場所	所有者または保持者 (管理者)	指定年月日
有・彫	木造阿弥陀如来坐像 (もくぞうあみだによらいざぞう)	1 軀	滑川町大字和泉 1681	泉福寺	(旧国宝) 1913/8/20 1950/8/29 (名称変更) 1964/5/26

※上記の他に、地域を定めない種指定の国の天然記念物である「ミヤコタナゴ」がある。

(2) 県指定等文化財

① 県指定文化財

種別・種類	名称 (ふりがな)	員数	所在地または所在の場所	所有者または保持者 (管理者)	指定年月日
有・彫	観音菩薩及び勢至菩薩立像 (かんのんぼさつおよびせいしぼさつりゅうぞう) 【重要文化財・阿弥陀如来坐像両脇侍】	2 軀	滑川町大字和泉 1681	泉福寺	1982/3/23
記・史	五厘沼窯跡群 (ごりんぬまかまあとぐん)		滑川町大字羽尾 4532—1 ほか	個人	1980/3/29
記・史	天神山横穴墓群 (てんじんやまおうけつぼぐん)		滑川町大字福田 3218—3 ほか	個人	1991/3/15
記・天	伊古乃速御玉比売神社社叢 (いこのはやみたまひめじんじゃしゃそう)		滑川町大字伊古 1241、1242	伊古乃速御玉比売神社	1931/3/31

② 県選定重要遺跡

種別・種類	名称 (ふりがな)	員数	所在地または所在の場所	所有者または保持者 (管理者)	指定年月日
重遺	山田城跡 (やまだじょうあと)		滑川町大字山田字城山 1924 ほか		1969/10/1
重遺	月輪古墳群 (つきのわこふんぐん)		滑川町大字月輪字西荒井前 733 ほか、嵐山町川島字屋田 2153 ほか		1969/10/1
重遺	羽尾城跡 (はねおじょうあと)		滑川町大字羽尾字金光寺 5344 ほか		1976/10/1

(3) 町指定文化財

種別・種類	名称 (ふりがな)	員数	所在地または所在の場所	所有者または保持者 (管理者)	指定年月日
有・建	旧田尻橋 (きゅうたじりばし)	1 基	滑川町大字伊古	個人	1987/3/31
有・絵	峯山瑞鹿図 (かざんずいろくず)	1 幅	滑川町大字福田	個人	1977/3/31

資料編

種別・種類	名称 (ふりがな)	員数	所在地または 所在の場所	所有者または保持者 (管理者)	指定年月日
有・彫	慶徳寺四天王像 (けいとくじしてんのうぞう)	4 軀	滑川町大字中尾 816	慶徳寺	1977/3/31
有・古	勝海舟幟 (かつかいしゅうのぼり)	1 対	滑川町大字伊古 1241	伊古乃速御玉比売神社	1977/3/31
有・古	愚禪の馬頭尊 (ぐぜんのばとうそん)	1 基	滑川町大字羽尾 5015	個人	1984/3/31
有・考	建長板石塔婆 (けんちょういたいしとうば)	1 基	滑川町大字福田 1205	成安寺	1977/3/31
有・考	小林三徳算額 (こばやしさんとくさんがく)	1 面	滑川町大字福田 1205	成安寺	1977/3/31
有・考	二連板石塔婆 (にれんいたいしとうば)	1 基	滑川町大字水房 480—1	放光寺	1980/3/31
有・考	月輪古墳出土人物埴輪 (つきのわこふんしゅつどじんぶつはにわ)	1 体	滑川町大字月輪	個人	1983/3/31
有・考	板石塔婆 (いたいしとうば)	1 基	滑川町大字福田 2006—1	個人	1984/3/31
有・考	打越遺跡出土縄文時代草創期遺物 (うちこしいせきしゅつどじょうもんじだいそうそうきいぶつ)	一括	滑川町大字福田 750—1	滑川町教育委員会	1988/3/31
有・考	天保七年銘高屋敷沼樋管 (てんぽうしちねんめいたかやしきぬまひかん)	1 本	滑川町大字福田 750—1	滑川町教育委員会	1994/3/29
有・考	寛政年間南谷沼樋管 (かんせいねんかんみなみやつぬまひかん)	1 本	滑川町大字福田 750—1	滑川町教育委員会	1996/3/27
有・考	昭和五年銘長沼樋管 (しょうわごねんめいながぬまひかん)	1 本	滑川町大字福田 750—1	滑川町教育委員会	1996/3/27
有・歴	真福寺鰐口 (しんぷくじわにぐち)	1 口	滑川町大字福田 1717	真福寺	1977/3/31
有・歴	浅間神社鰐口 (せんげんじんじゃわにぐち)	1 口	滑川町大字福田 3027	浅間神社	1977/3/31
有・歴	旧石器 (きゅうせつき) 付石器一括	一括	滑川町大字月輪	個人	1985/3/30
有・歴	宮島勘左衛門之碑 (みやじまかんざえもんのひ)	1 基	滑川町大字月輪	個人	1986/3/31
民・有民	羽尾道祖神 (はねおどうそじん)	1 基	滑川町大字羽尾 1074	個人	1977/3/31
記・史	岩屋塚古墳 (いわやづかこふん)	1 基	滑川町大字羽尾 4878	個人	1986/3/31
記・史	平谷窯跡群 (たいらやつかまあとぐん)	1 基	滑川町大字羽尾 1657	個人	1983/3/31
記・史	円正寺古墳群こまがた1号、2号、3号 (えんしょうじこふんぐんこまがた)	3 基	滑川町大字福田 3842・3843・土塩321	個人	1982/3/30
記・史	大堀西窯跡 (おおほりにしかまあと)	1 基	滑川町大字月輪 1486—3	法人	1990/3/31

種別・種類	名称（ふりがな）	員数	所在地または 所在の場所	所有者または保持者 （管理者）	指定年月日
民・無 民	下福田ささら獅子舞（しも ふくだささらししまい）		滑川町大字福田 1734	下福田ささら獅子 舞保存会	2014/7/17
民・無 民	月輪獅子舞（つきのわしし まい）		滑川町大字月輪 418-1	月輪獅子舞保存会	2014/7/17
有・考	家形埴輪（いえがたはに わ）	1基	滑川町大字福田 1617-2 滑川 町文化財収蔵庫内	滑川町教育委員会	2014/7/17
記・史	花気窯跡（はなきかまあ と）	1基	滑川町大字中尾字 花気 1547-1	個人	2015/7/17
有・古	成安寺朱印状（じょうあん じしゅいんじょう）	9通	滑川町大字福田 1 205	成安寺	2015/7/17
有・古	貞享四年裁許状（じょうき ょうよねんさいきよじょ う）	1通	滑川町エコミュ ュージアムセンタ ー	平堰水理組合 （滑川町教育委員 会）	2017/9/14
有・古	高柳家文書（たかやなぎけ もんじょ）	1括	滑川町エコミュ ュージアムセンタ ー	滑川町教育委員会	2019/7/29
有・歴	大塚家史料（おおつかけし りょう）	一括	滑川町エコミュ ュージアムセンタ ー	滑川町教育委員会	2022/9/6

10-4 町内及び周辺地域の各種事業者

(1) 町内土木建設業者

氏名	住所	電話
(有)根岸重機建設	月の輪2-34-5	62-4995
(有)瀬上興業	伊古1122	56-2737
(有)小久保建材興業	福田1963	56-3117
森林公園観光(株)	福田2914-1	56-2584
(有)小久保建設	羽尾1720	56-3241
(株)武蔵鉄工	月輪797-4	62-6345
鳶 ママダ	中尾263	56-2186
シンエス建設	和泉931	56-5963
武藤工業(株)	月の輪7-3-2	62-1961

(2) 町水道指定工事業者

工事業者名	電話
(有)内田ポンプ商会	0493-56-2617
(有)アライ水道	62-2817
岩附設備工業	56-3022
栗原農機具店	56-2040
内田設備工業	23-6465
吉野農機商会	62-2969
(有)久保設備	56-5761

工事業者名	電話
(有)小林住設	0493-56-2533
(有)笹屋商店	56-3841
小久保設備	57-0633
(有)根岸重機建設	62-4995
(有)金井工務店	62-5439
(有)平設備	57-1157
(株)NSK	62-1707

(3) 町下水道指定工事業者

工事業者名	電話
(有)アライ水道	0493-62-2817
岩附設備工業	56-3022
(有)内田ポンプ商会	56-2617
吉野農機商会	62-2969
(有)久保設備	56-5761
(有)小林住設	56-2533
(有)根岸重機建設	62-4995
(有)笹屋商店	56-3841

工事業者名	電話
(株)武蔵鉄工	0493-62-6345
(有)金井工務店	62-5439
(有)小久保建設	56-3241
(株)滑川環境保全	56-4562
小久保設備	57-0633
(有)平設備	57-1157
(株)NSK	62-1707

(4) 清掃業者

名称	所在地	電話番号
(有)ウェイスト	嵐山町大字川島 2272	0493-62-2205
滑川環境保全(株)	滑川町菅田 124-3	0493-56-4562

(5) 食料、日用品等の販売業者

品名	名称	電話番号	名称	電話番号
米穀類	J A埼玉中央 滑川支店	56-2255	農産物直売所	56-2535
食料品及び日用品	ローソン森林公園駅前店	56-3629	ローソン滑川羽尾店	62-3994
	セブンイレブン森林公園南口店	56-5885	セブンイレブン滑川町役場前店	57-0577
	セブンイレブンつきのわ駅北店	62-8081	セブンイレブン滑川土塩店	57-0100
	ファミリーマート滑川店	56-5525	ファミリーマート滑川羽尾店	21-3275
	ファミリーマート山喜屋滑川店	56-2008	ミニストップ滑川店	57-0111
	カインズホームなめがわモール店	57-1188	ベイシアなめがわモール店	57-1112
	ケイヨーデイツーつきのわ駅南口店	61-2900	ヤオコーつきのわ駅南口店	61-1211
	笹屋商店	56-3841	藤田屋商店	56-2615
	ショッピングプラザきくや	56-2649	ハッピーコスメタケイ	56-2023
	ドラッグストアセキつきのわ店	61-0310	ウェルシア森林公園駅前店	57-1711
	ウェルシア滑川つきのわ店	62-5880		
衣料品	ショッピングプラザきくや	56-2649	コクボスポーツ	56-2985
	しまむら つきのわ店	61-1040		
燃料	J A埼玉中央 滑川支店	56-2255	(株)ジェイ・クエスト滑川店	57-0170
紙食器類	長谷川経木店	62-2167		

(6) ガス事業者

名称	所在地	電話番号
東京ガスネットワーク(株) 熊谷導管・設備センター	熊谷市銀座3丁目71 TG熊谷ビル	048-522-1097
河原実業(株)深谷営業所	深谷市上柴町東4-7-4	048-571-9871
日本瓦斯株式会社 東松山営業所	滑川町大字羽尾4067-5	0493-56-6188
金谷ガス株式会社	入間郡三芳町上富489	049-258-8843
武州ガス株式会社	川越市田町32-12	049-241-9628
株式会社 ガスワン埼玉	さいたま市大宮区桜木町1-11-5	0493-24-2134
松栄ガス株式会社	東松山市小松原町17-9	0493-23-7151
東上ガス株式会社 吉見支店	比企郡吉見町大字北吉見2570-1	0493-54-0691
山二ガス株式会社	所沢市北原町921-2	0493-61-1182
株式会社タカサカ	東松山市西本宿1763-3	0493-34-4735

10-5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

(1) 基本協定

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

(平成26年3月31日締結)

埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた埼玉県内の住民及び被害を受けた市町村に対し、甲及び乙が相互扶助の観点から、埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給、埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）の支給及び埼玉県・市町村人的相互応援（以下「人的相互応援」という。）のための制度を定めることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、自然災害とは、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に定める自然災害をいう。

2 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

(支援金の制度)

第3条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯に対して、その生活の再建を支援するため、支援金の支援をする。

2 支援金の支給対象世帯、支給額、申請期間その他支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給付金の制度)

第4条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊した埼玉県内の世帯について、特別な理由があるため甲及び乙等が提供する公営住宅等（国家公務員住宅等の公的住宅を含む。）に入居せず民間賃貸住宅に入居した場合、当該世帯に対してその生活の再建を支援するため、給付金の支援をする。

2 給付金の額、申請期間その他給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(人的相互応援の制度)

第5条 甲及び乙は、災害により被災した市町村のみでは、十分かつ迅速な応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、速やかな復興に資するため、被災した市町村からの求めに応じ職員を派遣する。

2 職員の派遣方法、派遣期間その他人的相互応援に関し必要な事項は、別に定める。

(疑義等の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

(2) 生活再建支援金要綱

埼玉県・市町村生活再建支援金及び

埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱

(平成26年3月31日知事決裁)

(令和2年3月31日改正)

(令和3年3月31日改正)

(趣旨)

第1条 埼玉県（以下「甲」という。）及び埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯の生活の再建を支援するため、これらの世帯に対し埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）、埼玉県・市町村半壊特別給付金（以下「特別給付金」という。）の支援をする。

2 前項の支援金及び特別給付金（以下「支援金等」という。）の支援に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。

(2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。次条において「中規模半壊世帯」という。）

カ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯（イからオまでに掲げる世帯を除く。次条及び第4条において「半壊世帯」という。）

(3) 住家被災市町村支援金等の支給対象となる被災世帯が被災時点において居住する市町村をいう。
(支援金の支給)

第3条 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主（以下「被災世帯主」という。）に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下第6項までにおいて同じ。）のうち前条第2号アからエまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円とする。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
 - (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
 - (2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円
 - (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅（第5項第3号及び第4条において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 50万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、前条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。
- 5 被災世帯のうち中規模半壊世帯の世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100万円
 - (2) その居住する住宅を補修する世帯 50万円
 - (3) その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第2項から前項までの規定を準用する。この場合において、第2項、第3項及び第5項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と、第5項中「25万円」とあるのは「18万7千5百円」と読み替えるものとする。
- 8 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。
- 9 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。
- 10 被災世帯が、同一の自然災害により第2項第3号及び第5項第3号の支援金又は基本協定第4条の規定に基づく埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）のいずれも支給の対象となるときは、当該被災世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給することとし、併給はしない。
- 11 被災世帯が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に基づき被災した住宅の応急修理の救助を受ける場合には、当該救助に要する費用を超えて自己の費用をもって同一の住宅を補修する場合に、第2項第2号及び第5項第2号の支援金を支給する。
- 12 第1項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。
- 13 第1項の規定にかかわらず、半壊世帯に対しては支援金を支給しない。

(特別給付金の支給)

第4条 甲は県内で半壊世帯となり自ら住宅を補修又は住宅（公営住宅を除く。）を賃借した被災世帯主に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、予算の範囲内において特別給付金の支給を行うものとする。

2 半壊世帯（半壊世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数半壊世帯」という。）を除く。）の世帯主に対する特別給付金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) その居住する住宅を補修する世帯 50万円

(2) その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25万円

3 単数半壊世帯の世帯主に対する特別給付金の額は、前2項の規定を準用する。この場合において、第2項中「50万円」とあるのは「37万5千円」と、「25万円」とあるのは「18万7千5百円」と読み替えるものとする。

4 半壊世帯が、同一の自然災害により、災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助の対象となる場合は、特別給付金を支給しない。

5 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。

6 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金及び支援金が支給される被災世帯主に対しては特別給付金を支給しない。

7 前項の規定にかかわらず、半壊世帯の世帯主が特別給付金を受給した後、支援金の受給が可能となった場合は、当該世帯主に対し支援金の受給限度額と受給済みの特別給付金の差額を支給するものとする。

8 第1項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては特別給付金を支給しない。

(支給の申請)

第5条 支援金等の支給を申請するときは、被災世帯主が住家被災市町村を経由して甲に、支援金等支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

(1) 住民票等の世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書

(2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金等を振り込む口座を確認できる部分の写し

(3) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村が発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類

(4) 第3条第2項各号及び同条第5項各号の支援金（以下「加算支援金」という。）の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃借したこと、又はしようとする事が確認できる契約書等の写し

(5) 特別給付金の支給を申請するときは、第1号から第3号に加え住宅を補修若しくは賃借したこと、又はしようとする事が確認できる契約書等の写し

(6) その他、甲が指示する書面等

2 前項の規定による支援金等の支給の申請は、当該支援金等の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあっては13月を経過する日まで、加算支援金及び特別給付金にあっては37月を経過する日までに、住家被災市町村に提出して行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金等の支給の申請をすることができないと認めるとき

資料編

は、その期間を延長することができる。

- 4 被災世帯主から申請を受理した住家被災市町村は、申請内容について支援金等支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金等申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

（支給の決定）

第6条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金等の支給についてその可否を決定する。

- 2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した住家被災市町村等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

（決定の通知）

第7条 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金等の決定通知書（様式第4号）により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

（支給決定の取消）

第8条 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金等の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によって支援金等の支給を受けたとき。
- (2) その他、支援金等の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

- 2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金等支給決定取消通知書（様式第5号）により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

（支援金等の返還）

第9条 規則第17条第1項の規定による返還の命令をする場合は、甲は、支援金等返還請求書（様式第6号）により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

- 2 前項の支援金等返還請求書の写しを受理した住家被災市町村は、支援金等の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

（他の支給の一時停止等）

第10条 被災世帯主に対し支援金等の返還を命じ、当該被災世帯主が当該支援金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被災世帯主に対して、基本協定に基づき他の支給すべき金銭があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該金銭と未納付額とを相殺するものとする。

（支援金等の財源）

第11条 支援金等は、甲の予算から支出するものとする。

- 2 甲は、前年12月から当年11月までに支給した支援金等の総額を集計し、当年12月20日までに、市町村ごとの負担額を明示し各市町村に負担金を請求するものとする。
- 3 各市町村は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

（証拠書類の保存）

第12条 甲及び乙は、この支援金等の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

（疑義等の協議）

第13条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙又は甲及び住家被災市町村が協議して定めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金等に関して 必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金等の支給について適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金等の支給について適用する。

資料編

様式第1号（第5条第1項関係）

埼玉県・市町村生活再建支援金支給申請書

年 月 日

（市町村経由）

埼玉県知事 ○○ ○○

埼玉県・市町村生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

印

支 給 番 号

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

I 被災時の世帯の状況について記入してください。

①数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（単数 ・ 複数）

②世帯主の氏名

	ふりがな	
--	------	--

③被災した住宅の住所

〒

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現 在 の 住 所	〒
電 話 番 号	()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金 融 機 関 名		支 店 名 等				種 別		口 座 番 号			
						普通・当座・その他					
ゆうちょ銀行	記号					番号					

IV 住宅の被害状況を○で囲んでください。（被災日： 年 月 日）

被害状況 （全壊・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・中規模半壊・半壊 ・長期避難）	半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：
--	----------------------

- V (1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。
(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。)

区 分		今回申請(A)		受給済(B)		備考 (添付書面等)
		複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
基礎支援金	全壊	100万円	75万円			住民票 預貯金通帳の写し 罹災証明書 その他 ()
	解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
	長期避難	100万円	75万円	50万円 37.5万円		
	大規模半壊	50万円	37.5万円			
半壊特別 給付金	補修			50万円	37.5万円	
	賃貸住宅*			25万円	18.75万円	
※公営住宅入居者除く						申請額(A-B) : 万円

- (2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分		今回申請(C)		受給済(D)		備考 (添付書面等)
		複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊・ 解体・ 大規模 半壊等	建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他 ()
	補修	100万円	75万円			
	賃貸住宅*	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模 半壊	建設・購入	50万円	37.5万円			
	補修	50万円	37.5万円			
	賃貸住宅*	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円	
※公営住宅入居者除く						申請額(C-D) : 万円

- (3) 申請する半壊特別給付金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分		今回申請(E)		備考 (添付書面等)
		複数世帯	単数世帯	
半壊 特別 給付金	補修	50万円	37.5万円	住民票 預貯金通帳の写し 罹災証明書 契約書の写し その他 ()
	賃貸住宅*	25万円	18.75万円	
※公営住宅入居者除く				申請額(E) : 万円

- 注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。
注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

- VI 私及び私の世帯の者は暴力団ではありません。また、支給の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

資料編

署名

印

市町村記入欄
(災害名)

様式第2号（第5条第4項関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○

○○市町村長 ○○ ○○ 印

埼玉県・市町村生活再建支援金支給申請について（進達）

年 月 日に申請された添付の埼玉県・市町村生活再建支援金支給申請書については、下記意見を添えて送付します。

記

 支給とする。

支給内容	(1) 支給額	金	円
	うち、基礎支援金		円、加算支援金 円
		半壊特別給付金	円
	(2) 支給方法	口座振込支給	

 不支給とする。

理 由

担当課名：
担当者：
連絡先：

資料編

様式第3号（第5条第4項関係）

埼玉県・市町村生活再建支援金申請者一覧表

災害名：

申請回数(○回目)

番号	申請者氏名	被災時の住所	現住所	連絡先 (TEL)	世帯	被害程度	基礎支援金額 (半壊特別給付金)の県への申請受理日	基礎支援金額 (半壊特別給付金)の本人への支給日	基礎支援金額 (半壊特別給付金額)	加算支援金 申請理由	加算支援金の 県への申請 受理日	加算支援金の 本人への 支給日	加算 支援金額	支給総額	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															

小計

0.0

0.0

合計

支給額 合計

0.0 万円

様式第4号（第7条関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 ○○ ○○ 印

埼玉県・市町村生活再建支援金等の決定通知書

年 月 日に申請された埼玉県・市町村生活再建支援金等の支給については、下記のとおり決定しますのでお知らせします。

記

 支給します。

支給内容	(1) 支給額 金 _____ 円
	うち、基礎支援金 _____ 円、加算支援金 _____ 円
	半壊特別給付金 _____ 円
	(2) 支給方法 口座振込支給（振込日 _____（予定））

◎ 埼玉県・市町村生活再建支援金及び半壊特別給付金は、埼玉県と県内全市町村が費用を負担して支給するものです。

〔支給の条件〕

埼玉県・市町村生活再建支援金等支給申請書及び添付書面等に記載した内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けてください。

 不支給とします。

理 由

資料編

様式第5号（第8条第2項関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 ○○ ○○ （公印省略）

埼玉県・市町村生活再建支援金等支給決定取消通知書

年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した埼玉県・市町村生活再建支援金（埼玉県・市町村半壊特別給付金）については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

〔理由〕

様式第6号（第9条第1項関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 上田 清司 印

埼玉県・市町村生活再建支援金返還請求書

年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した埼玉県・市町村生活再建支援金（埼玉県・市町村半壊特別給付金）については、下記により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

- (1) 支援金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
- (2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。

(3) 家賃給付金要綱

埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱

(平成26年3月31日知事決裁)

(趣旨)

第1条 埼玉県(以下「甲」という。)及び埼玉県内の全市町村(以下「乙」という。)は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定(以下「基本協定」という。)に基づき、県内で発生する自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯の生活の再建を図ることを支援するため、埼玉県・市町村家賃給付金(以下「給付金」という。)の支援をする。

2 前項の給付金の支援に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 全壊世帯 自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。
- (3) 住家被災市町村 給付金の支給対象となる全壊世帯が被災時点において居住する市町村をいう。
- (4) 公営住宅等 甲及び市町村営の公営住宅並びに甲及び市町村が斡旋する国家公務員宿舎、雇用促進住宅、独立行政法人都市再生機構の住宅等の公的住宅をいう。

(支給対象世帯)

第3条 甲は、特別な理由により甲又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅(以下「仮住宅」という。)に入居した全壊世帯に対して、給付金を支給する。

2 前項の特別な理由とは、次に定めるものとする。

- (1) 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。
- (2) 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。
- (3) 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。
- (4) 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。
- (5) 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。
- (6) その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由

3 第1項の支給対象となる全壊世帯は、当該自然災害のため新たに仮住宅に入居した世帯に限るものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次に該当する世帯に対しては給付金を支給しない。

- (1) 生活保護のうち住宅扶助を受給している世帯
- (2) 中国残留邦人等に対する支援給付のうち住宅扶助を受給している世帯
- (3) 国の住居等困窮離職者支援施策における住宅支援給付を受給している世帯(平成26年度ま

で)

- (4) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を受給している世帯（平成27年度から）
- (5) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯

（給付金の支給）

第4条 甲は県内で被災した前条第1項に規定する全壊世帯（以下「支給対象世帯」という。）の世帯主に対して、当該世帯主の請求に基づき、給付金の支給を行うものとする。

- 2 支給対象世帯の世帯主に対する給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。
- 4 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。
- 5 給付金の支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
- 6 同一の自然災害により、法第3条第2項第3号の規定による被災者生活再建支援金の支給を受ける全壊世帯に対しては、給付金を支給しない。
- 7 全壊世帯が、同一の自然災害により給付金又は基本協定第3条の規定に基づく埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）のいずれも支給の対象となるときは、当該支給対象世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給することとし、併給はしない。

（支給の申請）

第5条 給付金の支給を申請するときは、支給対象得世帯の世帯主が住家被災市町村を經由して甲に、仮住宅の賃貸借契約を締結した日から30日以内に給付金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

- (1) 住民票等の世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
 - (2) 住宅が全壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書
 - (3) 仮住宅の賃貸借契約書の写し
 - (4) 公営住宅等に入居しない特別な理由を証明する書面等
 - (5) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、給付金を振り込む口座を確認できる部分の写し
 - (6) その他、甲が指示する書面等
- 2 前項の規定による給付金の支給の申請は、当該給付金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、3月を経過する日までに住家被災市町村に提出しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、やむを得ない事情により支給対象世帯の世帯主が、これらの規定に定める期間内に給付金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。
 - 4 支給対象世帯の世帯主から申請を受理した住家被災市町村は、申請内容について給付金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び給付金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、支給対象世帯の世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

（支給の決定）

第6条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、給付金の支給についてその可否を決定する。

- 2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した住家被災市町村等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

資料編

(決定の通知)

第7条 甲は、前条第1項による決定の内容を給付金の決定通知書（様式第4号）により支給対象世帯の世帯主に通知するとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

(支給の請求)

第8条 給付金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定世帯主」という。）は、給付金の支給を受けようとするときは、給付金の支給を受けようとする月の末日までに給付金請求書（様式第5号）に関係書類を添えて、住家被災市町村に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求を受理した住家被災市町村は、請求内容を確認の上、速やかに甲に進達するものとする。

(支給の時期)

第9条 甲は、前条の規定により請求があった場合には、請求のあった月の翌月の末日までに、支給決定世帯主に給付金を支給するものとする。

(支給決定の取消)

第10条 甲は、支給決定世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって給付金の支給を受けたとき。

(2) その他、給付金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、給付金支給決定取消通知書（様式第6号）により支給決定世帯主に通知するとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

(給付金の返還)

第11条 規則第17条第1項の規定による返還の命令をする場合は、甲は、給付金返還請求書（様式第7号）により当該支給決定世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

2 前項の給付金返還請求書の写しを受理した住家被災市町村は、給付金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該支給決定世帯主と連絡調整を行うものとする。

(他の支給の一時停止等)

第12条 支給決定世帯主に対し給付金の返還を命じ、当該支給決定世帯主が当該給付金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該支給決定世帯主に対して、基本協定に基づき他の支給すべき金銭があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該金銭と未納付額とを相殺するものとする。

(給付金の財源)

第13条 給付金は、甲の予算から支出するものとする。

2 甲は、前年12月から当年11月までに支給した給付金の総額を集計し、当年12月20日までに、各市町村ごとの負担額を明示し各市町村に負担金を請求するものとする。

3 各市町村は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

第14条 甲及び乙は、この給付金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関

する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第15条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙又は甲及び住家被災市町村が協議して定めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る給付金の支給について適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

資料編

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

（市町村経由）

埼玉県知事 ○○ ○○

申請者氏名

埼玉県・市町村家賃給付金支給申請書

埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第5条の規定により、埼玉県・市町村家賃給付金の支給について下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、私及び私の世帯の者は暴力団ではありません。また、支給の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

記

全壊世帯主の氏名 ^{ふりがな}					
全壊住宅の住所	〒				
仮住宅の住所	〒	電話番号			
仮住宅賃貸借契約者 〔※世帯主でない場合はその理由〕					
仮住宅賃貸借契約締結日					
申請する給付金の額	月額	円	仮住宅の家賃	月額	円
			入居世帯員の人数	人	
公営住宅等に入居しない理由					
仮住宅入居予定期間	年 月 日から		年 月 日まで		
世帯主の振込先口座	金融機関名：		支店名：		
	種別：普通、当座、その他		口座番号：		
	■ゆうちょ銀行				
添付書面等	記号：		番号：		
	(1)住民票、(2)罹災証明書、(3)仮住宅の賃貸借契約書の写し、 (4)公営住宅等に入居しない理由を証明する書面等、 (5)預貯金通帳の写し、(6)その他				

様式第2号（第5条第4項関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○

○○市町村長 ○○ ○○

埼玉県・市町村家賃給付金支給申請について（進達）

年 月 日に申請された添付の埼玉県・市町村家賃給付金支給申請書については、下記の意見を添えて送付します。

記

 支給とする。

支給内容	(1) 支給額 月額 円 (2) 支給期間 年 月から仮住宅を退去する日の属する月 又は 年 月のいずれか早い月まで (3) 支給方法 口座振込支給
------	---

 不支給とする。

理 由

担当課名： 担当者： 連絡先：

資料編

様式第3号（第5条第4号関係）

埼玉県・市町村家賃給付金申請者一覧

申請回数(○回目)

市町村：

番号	申請者氏名	仮住宅の 賃貸借契約者名	全壊住宅の住所	仮住宅の住所	連絡先（TEL）	仮住宅の 賃貸借契約締結日	仮住宅入居予 定期間	申請する給付金額 （月額）	仮住宅の 家賃	世帯員数	申請受理日	支給開始日	備 考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													

合計

円

資料編

様式第4号（第7条関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 ○○ ○○ （公印省略）

埼玉県・市町村家賃給付金の決定通知書

年 月 日に申請された埼玉県・市町村家賃給付金の支給については、
下記のとおり決定しますのでお知らせします。

記

支給します。

支給内容	(1) 支給額	月額	円
	(2) 支給期間	年 月から仮住宅を退去する日の属する月 又は 年 月のいずれか早い月まで	
	(3) 支給方法	口座振込支給	

◎ 埼玉県・市町村家賃給付金は、埼玉県と県内全市町村が費用を負担して支給するものです。

〔支給の条件〕

埼玉県・市町村家賃給付金支給申請書及び添付書面等に記載した内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けてください。

不支給とします。

理由

様式第5号（第8条第1項関係）

埼玉県・市町村家賃給付金請求書

年 月 日

（市町村経由）

埼玉県知事 ○○ ○○

請求者 住 所
氏 名 印
電話番号

埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第8条の規定により、埼玉県・市町村家賃給付金の支給について下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 _____ 円（ _____ 年 _____ 月分）
- 2 支給決定のあった支給期間
年 _____ 月から仮住宅を退去する日の属する月
又は _____ 年 _____ 月のいずれか早い月まで
- 3 振込先 金融機関名 _____ 本・支店
口座種目 _____ 普通・当座
口座番号 _____
フリガナ
口座名義人 _____

■ゆうちょ銀行

記号 _____
番号 _____
フリガナ
口座名義人 _____

※ 埼玉県・市町村家賃給付金支給申請書に記載した口座としてください。

◎ 仮住宅の家賃を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）を添付してください。

資料編

様式第6号（第10条第2項関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 ○○ ○○ （公印省略）

埼玉県・市町村家賃給付金支給決定取消通知書

年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した埼玉県・市町村家賃給付金については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

〔理由〕

様式第7号（第11条第1項関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 ○○ ○○ （公印省略）

埼玉県・市町村家賃給付金返還請求書

年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した埼玉県・市町村家賃給付金については、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法
- 5 加算金及び延滞金
 - (1) 給付金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該給付金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
 - (2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。

(4) 人的相互応援要綱

埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱

(平成26年3月31日締結)

(趣旨)

第1条 埼玉県(以下「甲」という。)及び県内の全市町村(以下「乙」という。)は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定(以下「基本協定」という。)に基づき、県内で発生する災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援し、もって被災者の速やかな生活の再建を支援するため、被災市町村に職員を短期間派遣する埼玉県・市町村人的相互応援(以下「人的相互応援」という。)を実施する。

2 人的相互応援に関しては、災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(平成19年5月1日締結)(以下「相互応援基本協定」という。)及び災害時の相互応援に関する実施要領にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 被災市町村 災害により、住民や管内の公共物に被害が発生した市町村をいう。

(人的相互応援の制度)

第3条 甲及び乙は、被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。

(派遣要請の手続)

第4条 被災市町村の長は、甲又は乙に職員の短期派遣を要請しようとするときは、派遣要請依頼書(様式第1号)により、次に掲げる事項を明らかにして、甲に派遣の要請を依頼するものとする。

- (1) 派遣に係る人数及び職種
- (2) 派遣に係る業務内容
- (3) 派遣に係る期間
- (4) 派遣場所及び派遣場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項第3号の期間は、短期間のものに限る。

3 甲は、前項の依頼を受けたときは、市町村又は甲の機関に対して派遣の可否についての照会をする。

4 甲は、前項の派遣の可否についての回答を基に、職員の派遣をする市町村(以下「派遣市町村」という。)又は甲の機関(以下「派遣機関」という。)と派遣に係る人数など第1項各号に規定する事項について調整する。

5 甲は、前項の調整をしたときは、派遣調整結果通知書(様式第2号)により、調整結果を派遣の要請を依頼した被災市町村(以下「要請市町村」という。)、派遣市町村及び派遣機関に通知するものとする。

6 前項の通知を受けた要請市町村は派遣市町村又は派遣機関に対して、派遣要請書(様式第3号)を提出する。

7 特段の理由がない限り、前項に規定する派遣要請書の提出及び受領によって要請市町村及び派遣

市町村又は派遣機関は、派遣についての合意をしたものとみなす。

(派遣の実施)

第5条 前条第6項の派遣要請書を受理した派遣市町村又は派遣機関は速やかに職員の派遣を実施する。

(派遣の調整)

第6条 甲は、前条の規定による派遣が迅速かつ円滑に実施されるよう、派遣の調整を行うことができる。

(派遣の取扱い)

第7条 第5条の規定により職員を派遣する場合の取扱いは、短期の職務命令による派遣の扱いとする。ただし、要請市町村と派遣市町村及び派遣機関が別途協議し、これと異なる取扱いをすることを妨げない。

2 派遣市町村及び派遣機関から派遣される職員は、要請市町村において、要請市町村の職員が行う業務の補助を行う。

(疑義等の協議)

第8条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 前項に規定する協議について、そのいとまがないときには、甲、要請市町村、派遣市町村及び派遣機関等の派遣に関わる関係者が、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた災害に係る人的相互応援について適用する。

2 この要綱の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

埼玉県・市町村人的相互応援 派遣要請依頼書

埼玉県知事 ○○ ○○

○○市町村長 ○○ ○○

下記のとおり、職員の派遣を要請したいので依頼します。

記

派遣要請市町村	市町村名	
	担当課名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX/メール	
要請日時		
派遣に係る人数及び職種		
派遣に係る業務内容		
派遣に係る期間(※)		
派遣場所		
派遣場所への経路		
その他必要な事項		

※ 派遣に係る期間は、短期間とします。

【埼玉県連絡者】

所属	
職名・氏名	
電話	

様式第2号（第4条第5項関係）

埼玉県・市町村人的相互応援 派遣調整結果通知書

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇 （公印省略）

下記のとおり、職員の派遣の調整結果について通知します。

記

派遣市町村又は 派遣機関の名称	
派遣に係る人数及び職種	
派遣に係る業務内容	
派遣に係る機関	
派遣場所	

【派遣市町村又は派遣機関の連絡先】

担当課名	
担当者氏名	
電話番号	
F A X / メール	

【埼玉県連絡者】

所 属	
職名・氏名	
電 話	

埼玉県・市町村人的相互応援 派遣要請書

埼玉県知事 ○○ ○○ 様

又は

○○市町村長 ○○ ○○ 様

○○市町村長 ○○ ○○

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定第5条及び埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱第4条第5項に基づき、下記のとおり職員の派遣を要請します。

記

要請日時	
派遣に係る人数及び職種	
派遣に係る業務内容	
派遣に係る期間(※)	
派遣場所	
派遣場所への経路	
その他必要な事項	

※ 派遣に係る期間は、短期間とします。

担当課名	
担当者職名・氏名	
電話番号	
F A X / メール	

(5) 申合せ事項

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する申合せ事項

平成26年3月31日決定

- 1 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定に規定する埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村家賃給付金については、埼玉県及び県内の全市町村が費用を負担して支給する。
- 2 埼玉県と全市町村との負担割合は、埼玉県が3分の2、全市町村が3分の1を負担する。
- 3 各市町村の負担割合は、全市町村負担分の2割を均等割、残り8割を世帯数割とする。
- 4 前記3の世帯数は、各年度4月1日時点における官報で告示された直近の国勢調査数値を採用する。
- 5 埼玉県は、前記1の費用について一定額を毎年度、当初予算で措置する。
- 6 全市町村は、前記1の費用を、原則として毎年度当初予算で科目存置する。ただし、各市町村の状況により、一定額を毎年度当初予算で措置することや発災時に補正予算で措置することでもよい。

滑川町地域防災計画

発行日 令和8年3月
発行 埼玉県 滑川町

〒355-8585
埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1
TEL: 0493-56-2211 (代表電話)
FAX: 0493-56-2448

企画・編集 滑川町 総務政策課